

可認物便郵種三第百六十二月二年七廿治明

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. XII. DECEMBER, 1904.

VOL. XVII.

每月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

監獄協會雜誌

十二月二十日發行

明治三十七年

卷七拾第

號貳拾第

行發會協獄監

第十七卷第十二號目次

會 說 (一頁)

● 歲晚の感 (七頁)

● 論 說 (七頁)

● 小河氏著答刑論を讀む(承前) 法學士 鈴木宗言

● 慈母事業に就て 留岡幸助

● 所感 小河滋次郎 (三五頁)

寄 書 (三五頁)

● 監獄所感 田中一雄

● 監獄論 河村鑄太郎

● 給興工錢歩合に就て 小林芳太郎

● 監獄に片箱の設置を望む 網走 成 義 生

● 雜感一東 網走 成 義 生 (四二頁)

統 計 (四二頁)

● 明治三十七年十月末日現在全國在監人員表 (四七頁)

● 出獄人保護育兒及感化事業 (四七頁)

● 無料宿泊所の事蹟 山陰慈育家庭學院の狀況一斑 ● 愛知 縣慈善會成績(名古屋監獄教務所所報)

● 海外通信 (五一頁)

● 監獄會議參列記 北米 印 南 生 (五七頁)

● 雜 錄 外數件 (五七頁)

● 活國の監獄事業一斑 (六九頁)

● 地方通信 (七一頁)

● 監獄協會記事 (七二頁)

● 叙任辭令 (七二頁)

第十七卷第十一號目次

會 說 (一頁)

● 論 說 (一頁)

● 小河氏著答刑論を讀む(承前) 法學士 鈴木宗言

● 出獄婦女の保護に就て(承前) 原 胤昭

● 成功 徳島 大西 秋湖 (二七頁)

寄 書 (二七頁)

● 叢 錄 孤 村 生

● 逃走と疾病とに關する田舎漢君の所説を讀みて感あり 千 葉 生

● 慰通境友 在横濱 春 風 生

● 誤解者に希望を陳ふ 光 弘 祐言 (四二頁)

統 計 (四二頁)

● 明治三十七年九月末日現在全國在監人員表 (四七頁)

● 外 件 (四七頁)

● 出獄人保護育兒及感化事業 (四七頁)

● 岩手保護院成績概要 ● 大日本慈善協會の事績及現況 (四九頁)

● 海外通信 (四九頁)

● 雜 錄 長崎便り(防東山人) ● 外數件 (五五頁)

● 監獄協會記事 (六三頁)

● 地方通信 (六八頁)

● 叙任辭令 (七〇頁)

新著廣告

小河滋次郎君序 振假名付ト
西元 龍 拳君著 振假名無シト

實用讀本完

目次 ○第一編假名 假名遣ひ ○第二編修學の始め ○第三編數學 ○第四編作文 ○第五編事訓 ○第六編農業 ○第七編工業 ○第八編商業 ○第九編國政 ○第十編世
界地理 ○第十一編日本地理 ○第十二編日本歴史 ○第十三編漢文 ○第十四編外
國語

初學者の普通實用學を修めんとするには、必ず順序ある讀本に依りて學ぶが宜しい。普通實用を便する學を得たらば、實業の大意と是に必要なる文字を知らねばなりませぬ。是等を知ると共に、世界の地理及日本の國政地理歴史等の一斑を心を得て、文明國の國民として、文盲の闇黒界に墮落せぬよう謀らねばなりませぬ。本書は是等の要務に呼起されて出來たもので、最も適切に且つ有益であります。から必ず一讀して御覽なさい、必携の良書たることが別ります。

東京市四谷區愛住町二番地(電話桑町二二番)

發行所

東京書院

紙質堅牢

製本大和綴

實價金貳拾五錢

郵税金 六錢

拜呈愈御清健奉賀上候豫て御賛成を賜り居り候授職
所植物園も各位の熱き御同情と天祐とに據り小石川
區同心町二九番地の假事務所を十二月九日に引き拂
ひ左の處に移轉開園するの幸運に達し悲哀なる子弟
を感化教養するの端緒に就き候此段深く奉感謝候
敬具

東京府下北豊島郡巢鴨村二一五二(巢鴨監獄附近)

授職所植物園々長 山 科 凌 雲 謹 告

監獄協會雜誌第拾七卷第拾貳號

(明治三十七年十二月二十日發行)

會 說

○歲晩の感

分時は分時を積み日は日を重ねて明治三十七年は將に旬日を以て終らんとす、人は光陰を失ひて之を悔ゆ吾人は、過去の道程を回顧して喜憂交々臻る
今春二月征露の大詔煥發に遭ふや志士は憤然として陣頭に立ち國民は敢然として國力の發展に前進す、吾人は斷然として軌道を履んで課業に従ふ、吾人は既往三百有餘日皇師と俱に戴ける光陰の下に於て吾人の受けたる影響及爲したる主要なる事業二三の經過を叙述し來れば
臥薪嘗膽茲に十年一たび劍を提げて陣頭に立つや國民の志氣俄に勃興し獎兵募債の義舉立に就る獄窓可憐の囚豈獨りこの志氣なからんや忠魂滿州に馳せて意氣衝天の概あり軍國多端身を捐てし罪業を償はんとするも輒く純繼を解くの自由を得ず、血湧き肉躍る窮極得る所の工錢を捧げて軍資を補はんと請ひ或は得る所を停め

んことを訴へ若くは受くる所の榮汁を減せんことを希ふに至れり然かも國勢未だ彼等の哀求を許容せずと雖もまた其赤心掬すべきにあらずや殊に昨非を悔ひ一日千秋の思を以て徐に雲霧の霽るの期を待ちつゝあるものは是れ喜ぶべきの現象にあらずや

微罪不檢舉は必ずしも喜ぶべきの現象にあらず蓋し小惡數々行はれて馴致せらるゝに至れば大惡の楷梯となり根絶すべからざるの靈毒を醸生するに至らん是れ不檢舉の得失に關する所説歸一せざる所以なるべきか然れども我國現時の狀態は未だ普く其利害を攷究するに及ばず情に馴染て法を枉くべからずとの單調無味なる法律論に支配せられ反て社會の蠱毒たる大罪を逸するの感なくんばあらず、今春内外多事百事活氣を呈するや各地期せずして微罪不檢舉の實蹟は顯はる、これ或は勃興せる敵愾心を抑壓するの不得策なるを識認せしに由るか將又警察部面勿々檢舉に違なきに由るか因由何如は須らく措き乾燥無味なる法律論を脱して緯々卷舒の道途を開きたるものあり是れ小惡を驅て鐵窓に繋ぎ竟に自暴自棄再び浮瀾なき罪惡の深淵に陥るを救済するの一方便なればなり、これ時宜に協へる喜ぶべき現象にあらずや

期滿つるに先ち假りに出獄を允すは自營に欠るなく再犯の虞れなしと確認したる者を表彰すると同時に改悛の觀念を鞏固ならしめんとする旨趣に外ならず獄則を遵守し作業に勉勵するものたるを要するは勿論なりと雖も獄則を遵守し作業に勉勵するは自活の途を得再犯の虞なきものなりと認むべき立證條件なるのみ故に自働自活罪惡を再びせざるの心證確實なるを得ば些末の違令犯行何を問ふを要せんや、由來假出獄申請の範圍は極めて狭少に局限せられ罪質犯數及動作の何如に由り主として初犯にして偶發犯罪者若くは財産に關する犯罪以外の者にあらずるよりは斯る特典を受くること罕に見る所たりしに近來其旨趣を敷衍せられ其範圍を擴張せらるゝや當路者亦其眞意を了得し假出獄を申請するもの頻々として出で其數二千を超ゆるに至れるもの豈夫れ斯界の爲めに喜ぶべき現象にあらずして何ぞ加之時局の發展に伴ひ軍人家族の救助事業は著しく其歩を進め出征將士をして内顧の憂なからしむると共に出獄人保護不良少年の感化事業亦大に見るべきものあり近くは大阪に於ける感化事業の發展徳島に於ける出獄人保護協約の勵行を期せらるゝが如き蓋し國家の爲め斯業の爲め前者と相俟て圓滿の効果を收むるものにして内外呼應の妙を得たるものにあらずや

法相閣下時局に鑑み司直の吏僚を戒飭し刑事裁判の進捗を圖らるゝや未決囚人滯獄の日數を減じ自由束縛の羈絆を少からしめ所謂人權尊重の旨趣を貫徹するに至れるのみならず微罪不檢舉、假出獄制度の擴張、出獄人保護事業の經營と相俟て犯罪人を減少し監獄經費の節減を見るに至れりこれ吾人が戰時に於ける斯業發展

の上に喜ぶべき現象にあらずや
戦線擴張して數十万の總線滿州の野に活躍するに迫り戎衣軍韓給養の數頗る多く
經理調度繁劇を極むるや獄囚をして業に従はしむ、規律嚴正にして事に耐ゆるの
精力は狡智に富める市井商賈の手腕を凌駕す況んや血に燃ゆる獄囚の赤心は澄々
として供給に遅緩なきを得るは戦勝の紀念と共に永久に吾人の記憶せざるべから
ざる功業なりと謂はざるべからず殊に五六の監獄にては作業時間を延張して完成
を急ぐの策を採るに至るや幾多の罪囚は國家の爲めに全力を傾注して毫も不満の
念なきのみならず却て双肩に名譽の章標を荷へりと勇みつゝあるなりこれ罪業の
幾分を償ふの衷心より出づるものにして亦以て吾人の誇るに足るべき現象にあら
ずや

現行刑法の犯罪責任年齢を緩ふすべしとは朝野識者の唱道する處にして原幼年者
の犯行は犯時の状態に依り判官の心證を以て是非辯別の有無を判定するものなれ
ば一たび犯罪ありとして刑罰したる幼者も時ありて二たび非行を重ねるのとき懲
治の處分を受くるの奇觀なしとせず加之各地監獄の拘禁方法は未だ全く處刑と懲
治と劇然區別し得ざるの事情なきにあらず又婦女は概して智慮淺薄罪質の趣を異
にするものありて其處遇亦大に酌量を要すべきものあり有司茲に見るあり曩きに
川越分監を以て純然たる懲治場とし八王子分監を以て女監に指定せらるゝや銳意

熱心の効果著しきものあり漸く識者の環視する所となり幼者處罰は一變して懲治
の傾向を呈するに至れり是に於てか更に熊谷分監を以て専ら幼者を懲治する所と
指定せらるゝの機運を迎ふるに至りたるは吾人をして愁眉を開かしめたる現象に
あらずや

説き去り説き來る吾人は戦時に於て特筆大書すべき歴史を作りたりと謂ふべき歟
近時軍需品の製作は監獄作業の上に資する所尠からず又獄囚をして奉公の念を惹
起せしむると共に復得べからざる感化の好機會を得たるものなりと雖も然かも交
戦の劈頭に際し百般の事業不振に陥り監獄作業に波及し廢止變換するところ少か
らず辛ふじて持續したるものも課程分量若くは料定工錢に増減したるもの蓋し少
しとせず若し此趨勢を以てせば監獄收入の上に尠からざる影響を蒙るを免れざる
べし、是れ吾人の憂とする所事に従ふ者須らく注意周到挽回の策を講せざるべか
らざるなり

監獄構造の堅牢は必ずしも恃むに足らず規律の確保逃走の防遏は人に在つて物に
存せずと雖も又不良の徒をして敢行の動機を與へざるの要具たらざるべからず我
國監獄の腐朽せること甚しく監獄建築の急を告ぐるもの多しとす而かも經費多大
動もすれば不急の工事消極の事業として稠人の指彈に遭はんとす戦時財政整理の
聲喧しきの秋事業繰延の言下に葬らるゝあらんか戦局終結の曉に會ふも戦後經營

の大事業好題目の下に容易く再興を企つるを得ざるの不幸を招くに至らんかこれ吾人の憂とする所以なり

在監囚徒の減少は喜ぶべし一時の減少と雖も可なり戦時の經濟に於て之れが減少を希ふこと一層切なり而かも過去十年前の征清役當時に於ても囚徒の減少せしは事實なり一部監獄の減少と雖も事實なり然れども減少の事由に至ては稍異なるものあり現時に於ける減少は寧ろ前示當路者の企劃の賜に基くものにして十年前の減少は軍事の需要多く且つ給養裕なりしが爲め罪惡に遠かるに至りたるものなり而して戦争の餘波戦後に及ぼせし結果は如何一面に投機的事業は續發し一面には殺伐罪多く賭博罪多く一兩年ならずして減少の事實は空漠たる舊夢に化したりと云ふにあらずや斯の前例により推考するときは戦後犯人増加の事實を生ぜざるか正しく過去の覆轍に及ばずとするも現下囚徒の數を超過することなきかこれ吾人の憂慮して措かざるところ希くは犯人の憂に過ぎざらしめば何の幸か之れに如かんや

惟ふに今や國民の元氣物々として興り獄囚の追悔其極に達せり彼等不良の徒を感化し指導するの機運熟せり吾人の重荷は双肩に繋れり内に矯治の策を立て外に安慰の途を得せしめざるべからず、活動せよ彼等の爲めに、

論 說

○小河氏著答刑論を讀む (承前)

法學士 鈴木宗言

氏は第八段に於て臺灣答刑例は恰も經費節約を唯一の目的として制定せられたるが如く記し(五四頁乃至五六頁)悲憤慷慨口を極めて之れを罵るも焉ぞ知らん答刑制定の理由は既に縷述せるが如く其の性質上種々の點に於て短期自由刑に優れるが爲めなるを而して之れに加ふるに更に經費節約の利便を以てす豈に又大に可ならずや依て想ふに今や國民は一般に勤儉尙武に忙はしく政府は凡て政費節減に急なるの秋なり此時に當りて内地刑制當局たる者亦正に彼の空想に走りて實效を忘れ徒らに玩弄的無効の刑罰に年々幾百萬圓の經費を無益に浪費するの全く前世紀遺留の舊弊たるを覺破し速かに之れに代ふるに眞實完全なる答刑を以てせよ小河氏たるもの亦何ぞ之れを勸告せざるか

氏は未段第一項に於て第一に當該者の健康因果して之れに堪ふるや否やを精査するを要す(中略)答刑は即ち一の條件に依て左右せらるべきの刑にして苟も健康の之れを許すにあらざれば換言せば一個人たる専門醫家の認證を経るに非ざれば絶對

に之れを執行する能はざるものに屬す國家至大の權力行為たる刑罰の要議に戻るものなりと云ふべしと論せられたり(五七五八頁)然れども當該者の健康が之れに堪ふるや否やは多くの場合に於て常識を以て斷じ得べく必ずしも専門醫家の認識を必要とせず若し専門醫の鑑定を要する場合ありとせば之を煩はすとすも亦何の不可か之れあらん誰れか之れが爲め國家至大の權力行為たる刑罰の要議に戻るものなりと云ふものあらんや現に何れの國の刑法に於けるも瘋癲白痴の如き専門醫すら尙ほ之を判別するに困難なる精神病の如きも亦裁判官に之が判斷を委すにあらずや況んや臺灣の律令は或犯罪に對しては必ず答刑を科すべしと規定するものにあらず即ち裁判官に於て之を科するを不適當なりと思惟せば罰金又は禁錮の刑に處するの自由を與へ居るに於てをや故に裁判官は犯罪の性質犯行の情狀犯人の廉耻心の有無感應力の如何貧富の程度身體精神の強弱老幼男女の區別等種々の點に鑑み情狀により或は罰金に或は禁錮に或は答に其何の刑に處するも自由なるなり是三箇月以下の重禁錮又は百圓以下の罰金に處すべき微罪に付ては一層偉大なる自由裁量の權能を裁判官に與へたるものにして寧ろ近世進歩せる法律思想に出でたるものなりと云ふべし然るに氏は尙ほ心中裁判官が之を適用するに當て果して能く其の人と場合の撰擇を誤まらざるを得るや否や少くも同じく土人又は支那人にして同一の犯罪を爲したる者に對し甲乙其の處刑の種類を異にするの結果は

果して能く人をして法に依估偏頗ありとの觀念を起さざらしむるを得るや否や(五六頁末五七頁始)との疑念を抱くと雖も現に我刑法に於ても同一の犯罪をなしたるものに對し其處刑の種類を異にする規定即重禁錮又は罰金刑の中其何れに處するも自由なる規定を存する場合少からずとす然るに之れが爲め人をして法に依估偏頗ありとの觀念を起さしめたるを聞かず又裁判官が之を適用するに當りて其人と場合との撰擇を誤まりたることを耳にせず要するに此點に於ける氏の疑念は自由裁量主義を疑ふものたるに過ぎず果して然らば氏は其反對なる制限主義に垂涎せられ法律を以て豫じめ社會萬般の出來事を規定し盡し刑の範圍を制限し判官の權能を束縛し判官をして全く器械的死物たらしめ實際に於ては生活關係日に月に錯綜し來ると同時に奇象百出變幻極まりなからんとす一切の法律行為に對して所謂拘子定規に法律を當て行はしめんとするにありと云ふに歸せん又誰か斯かる論議を信するものあらんや

尙ほ氏は本項の結末に於て頻りに答刑の健康を害すべき旨を記し遂に「吾人は答刑より生ずる病的危害の最も恐るべきものあるを信せざるを得ずと論決せらる然れども答は耻也答刑の目的とする所は單に耻心を發せしむるにあり隨て現今の答刑就中臺灣の答刑は答數答具共に大に制限を加へたる寛刑にして決して受刑者の健康を害するが如きものにあらず尙ほ通常の答刑が健康を害する底のものにあらず

ることば現に歐米各國の教育史に記するが如く歐米諸多の學校に於ては専ら之れを以て怠慢學生鞭撻の方法として採用し居りしこと又現に本島各書房に於ては皆之れを實施使用し居れども之れがために何れも健康を害せられたりと云ふを聞かず固より之れがために多少の疼痛を感ずることば之れあらん然れども疼痛を感じたるは必ずしも健康を害したるものにあらず然るに氏は單に中古曖昧時代笞杖を以て笞殺若くは笞傷に暴用したるが如き千萬中僅かに一二の變例を想像して普通笞刑の結果を速了し以て笞刑は必ず健康を毀害すと論ずるが如きは抑も杞憂に失するの甚だしきものにして決して今日の笞刑少くとも臺灣笞刑の評論としては失當の論たるを免かれず

同段第二項に曰く次に來るべき困難は笞刑は其性質として殆ど一個當局官吏の心と力との如何に依て寛嚴如何様にも伸縮し得せしめらるゝを免れざるべきを以て如何にしても能く均一旦つ適實に之れを執行せしむることを得べきかと云ふこと即ち是れなり云々と(五九頁然り)笞刑の執行にも亦多少の困難は之れあらん然れども笞刑は元來子ヨール氏の言へるが如く各犯人の性質に應じて程度を異にするを得るがために便なりとせらるゝものにして其の執行困難の原因たる寛嚴如何様にも伸縮し得る所即ち他刑に卓拔せる所以なり何ぞ執行上に於ける均一適實を得せしむるに付て多少の困難ありとの口實を以て之れを排斥するを得んや假りに若

し氏の言の如く一個當局官吏の心と力とに依りて寛嚴如何様にも伸縮し得るを以て排斥すべしとせば他の刑も殆ど同一なり何れの刑が多少伸縮し得ざるものあらんや今徒刑に付て云はんか例へば徒刑の宣告には單に何年の徒刑に處すと記するのみ其徒刑年限中は何れの職業を科すとまでは云はず此時に當りて之れが執行吏たるものは各犯人の身體性質、平素の職業、男女の別等に依りて區別を爲し種々の職業中に就きて各自に適應すべき勞役を科するの例なり故に此際に當り當局官吏の心に於て寛嚴如何様にも伸縮し得ること徒刑懲役皆然り何ぞ笞刑と大差あらんや然れども曾て之れがために徒刑懲役を非難するものあるを見ず然るに氏の論たる之れを以て獨り笞刑のみを非難せんとするもの畢竟僻論たるなきを得んや同段第三項に於ては先づ笞刑の之れを受くるものに及ばず效果如何是れ又最後に觀察せざるべからざるの要點にして果して精神的身體狀態の千差萬別なるべき總てのものに對して能く之れに適應すべき方法に於て其感受する痛苦の程度を均一ならしむることを得るや否や云々と記し遂に笞刑は之れを均一ならしむること能はざるが故に不可なりと否定せられたり(五九頁乃至六二頁然れども受刑者の身體に原因する苦痛の感受は何れの刑が同一なるを得んや例へば自由刑たる懲役は如何之れを受くるもの身體の強弱平素の職業等は千差萬別にして其結果たる懲役刑の苦痛感受の度も亦到底千差萬別ならざるを得ず又彼の罰金は如何是又其人愛

錢心の多少及び富の程度に依りて到底其痛苦感受の度をして均一ならしむることを得ざるにあらずや誰か又身體精神の差異に原因して苦痛感受の度を均一ならしむること能はざるを理由として答刑を可否するを許さんや
尙は同段第三項に於て況んや是れより大に其の利用の範圍を擴充せしむるの必要ありと信ずる罰金刑までを制限して以て有害無効なる答刑を之れに代はらしめんとするが如き臺灣有司の妄見をやと論結せられたり然れども是れ又全く事實を知らざるの論なり何となれば臺灣の律令は徒らに金刑を制限して答刑を行はんとするの旨趣にあらざることは種々の點に於て認め得べければなり乞ふ同律令を熟讀せよ思ひ半に過ぐるものあらん妄評多罪 (元)

○慈善事業に就て

留岡幸助君

先日小河さんから今日の會では是非何か話すやうにと云ふ特別の御話もあつたのでありまして、實は少年犯罪者の處遇に就てお話する積りでありましたが、色々故障があつて仕度が少しも出来て居ないので御断申したのですけれども、特別に頼んであつたのに話さぬと云ふことはいかぬと云ふことであつて約束に背いた譯です。テ私は其責を塞々爲に茲に別の事をお話します。是は面白い事實であつて諸君の御参考にならうと確信して居るのです。それはどう云ふ事かと云ふと、慈善事業の事でありませぬ。御承知の通り是は豫防的の方の事業であるから、監獄の事業を表門とするならば慈善事業は裏門である。マア旅順の背面攻撃と云つてよい又慈善事業を主にして論すれば是は表門の方から攻めることになつて來ますが、今日は監獄の方が主ですから是を裏門の背面攻撃のこととして御話申上げたいと思ひます。

私は今年の三月から我邦の慈善事業殊に戦時に關する慈善事業の調を致すことになりまして、東北よりズット關東關西の方へ出張しまして澤山の箇所就て調べました。此我邦の戦時に於ける慈善事業と云ふものが餘程巧く行つて居ると云

ふことを感じて來たのです。餘り感じて居りますから少しく我邦の慈善事業を褒過ぎることになるかも知れませぬが、餘程我邦の慈善事業の發達の模様が良いと思ふのであります。此頃内務省で調べたことがございまして、我帝國に於ける救濟制度の概要と云ふので其刷物を各府縣へ頒ちました。是は我邦の慈善事業の事を書いた物の中では一番信用するに足る物であります。それはどう云ふ所から出來たかと云ふと、今年の四月頃でありました。佛蘭西人が外務省へ來まして、佛蘭西の新聞に日本の慈善事業の進歩の事に付て露西亞人が悪く書き、佛蘭西人も亦それを傳へて悪く書く、其一つの攻撃の要點は日本は戦争には強いがヒュマニチーの仕事は少しも行はれて居ない、だから野蠻であると云ふことを餘程新聞で論ずる、で自分が日本に長く居つて考へるとどうもそれは嘘だらうと思ふから、どうぞあなた達の政府の手で慈善事業殊に文明的の事業に付て御調を願ひたいと云ふので、其一部分の事を地方局へ照會になりまして、私に其話がありましたから、調べてさうして日本帝國に於ける慈善制度の概要と云ふ小冊子が出來たのです。それに依て見ると我邦の慈善事業の有様がどうであるかと云ふことが分ります。其方の事はそれに書いてありますから今日はお話しませぬ。それで戦争には勝つて居るが軍人の家族はどうして居るかそれに對する慈善事業はどうかと云ふと、餘程是は西洋人が實際に之を知りましたら感服するであらうと思ふのであります。

御承知の通り軍人家族の救護と云ふことは全く是は慈善事業ではないと思ひます。是は國民の義務から起ることであり、併し其扶け方に依ては純然たる慈善事業に少しも變らぬ方針でやらなければならぬと思ひます。併ながら純然たる貧民救助とは違ふと御考置を願ひたい、屢々人が同じやうに考へるそれは間違つて居るのです。併しやり方は本當の慈善事業のやり方でなくては行かぬのであります。それで軍人家族の慈善事業が何んで我々の關係して居る豫防事業たる監獄事業に關係を持つて居るかと云ふと實際は貧民です。主人が居つても最下級に暮すから貧民であつて放つて置けば色々の罪惡を形つくるに相違ない、其戦時の慈善事業がどれほどに行つて居るかと云ふと、各府縣各市町村に於て一つも此救護團體の設けのない所はありません。此東京の淺草區丈でも毎月三千圓使ふと云ふのです。此間から各區を調上げました物が二三日前に内務省で出來上りましたが、大阪市は四區で毎月八千圓使つて居る、さう云ふことを以て見てもどの位日本全國の各市町村で軍人家族の救護に金を使つて居るか分ります。其外團體として戦時の慈善事業はどう云ふものがあるかと云ふと、第一に軍人援護會と云ふものがあります。三井家が主人となつて松方伯と井上伯が首唱に成つたもので是に百二十萬圓の金が集つて居ります。此金の使方に付ては内務省の方へ委託があつて内務省の主義方針をやつて居ります。其内務省に委託するに至つた原因は何かと云ふと、

御承知の通り東京の大きな新聞紙が今から一ヶ月はせ前に散々悪く言ふた、甚しきは邪推までして金の預け方に付て誤解した新聞もありますが、是を撒いて仕舞へど云ふ論でありました、では撒いてはいかぬと云ふので、内務省の氣に入るやうに使つて呉れど云ふので内務省で各府縣へ照會して居るのです、それから國庫から出して居るものでは下士卒救助令と云ふものが發布になつて是が百二十萬圓ありませう、それから坊城伯がやつて居られる所の軍人遺族救護義會と云ふものがあつて、是も日本全國に亘つて居る、それから愛國婦人會、是は遺族に對する救護であるが、是も軍人家族の救護になる、それから東京には軍人家族慰問會と云ふ貴婦人の團體に依つて出來て居るものがある、是は各區に能く行届いて居るそれから宗教家の團體で云へば青年會の事業として出征地に於ける天幕の内に俱樂部を拵らへて其所で新聞雜誌等が十分に讀めるやうになつて居る、或は國民後援會で毛布を蒐めたあれも大きな救護團體である、それから慰問袋と云ふ物を送つて居る、是も大變な働を爲して居るそれから幼児保育會と云ふものがあつて、子供を澤山持つて居つて妻君が働くことが出來ぬと云ふやうな場合に其子供を引取つて一日世話をしてやるのです、仕事場へ行かける子供を預けて行つて世話をして貰ふのです、それが今東京に一箇所大阪に三箇所神戸市に三箇所出來て居る、其外諸方に今出來かけて居る、マア是等のものはザツト我邦の戰時に於ける軍人

家族の救護を盡して居ると思ふ、それから又村に行きますると農事を手傳ふことがあります、例へば群馬縣などへ行きますると潜徳巡耕隊と云ふものを拵らへまして、出征軍人の家で農事の十分に出來て居ない所へ五六人一組となつて行つて人の知らぬ間に耕して仕舞ふ、さう云ふ事をやつて居る所があります、で驚くべき所の一つの事實は、新聞では色々軍人援護會の百二十萬圓の金に付て申しました、實は今私は軍人援護會の金を使ふ必要はないと云ふ論を立て居るのです、又實際に於て必要がないのです、ナゼならば各市町村の軍人家族の救護と云ふものが大變好く行つて居る、で百二十萬圓の軍人援護會の金を使ふ必要はないから私の論は日本を六區に分つて一區に二十萬圓宛遣つて、一區が又二十萬圓宛募つて四十萬圓の財團法人を起して、此金の利子を以て孤兒院貧兒院と云ふものを遣つて實業的の學校を起すが此金の利益ある使方であると云ふことを云ふて居りませう、まだそれが出來るか出來ぬかは知れませぬが、養成する人は随分あります、で開闢以來我邦に百二十萬圓の慈善事業の爲に財團法人が出來たと云ふ事は初めてありますから、容易に使つてはならぬと云ふ論をして居る、又内務省の取扱つて居ります國庫の百二十萬圓の下士卒救助會の金が極く最近の調は出來ませぬが、此七月までは何程位使つて居るかを各府縣に照會致しましたが、七月まで百二十萬圓の内二十四萬圓出しました、其内各府縣で只五千圓位しか使つて居

らぬ、二十四萬圓出した内で只五千圓ほど日本全國中で國庫の救助をして居ないと云ふ所を以ても今各市町村の有志團體の軍人家族の救護が能く行つて居ると云ふことが存ると思ひます。シテ見ますると軍人援護會なり或は國庫の金を使ふ餘地が今ない、それはどまに軍人家族の救護が能く行届いて居ると云ふことを以て見ると、此一點でも如何に我國民の愛國心が強くして、慈善心の發展と云ふことに付ては、餘程私は見るべき點があると思ふ、其外毛布を集めれば實に澤山集り、慰問袋を集めれば一人で千も二千も引受けて寄附する人がある、今の佛蘭西人が露西亞人から色々の事を云はれて、日本ではヒューマニチーの道が盛んでないと思ふて居る事は、此事實を以ても私は能く分ると思ふ、若し西洋人が此事實を知つたならば、日本人が此戦争に強いのみならずヒューマニチーの道にも強いと云ふことが分ると思ひます、勿論我邦の監獄の事にしましても、此頃獨逸人が日本の監獄制度に就て非常に感心して居ると云ふことを書いたものを見ましたが、監獄の改良を以て見ても……勿論理想から云へば私共今の監獄に付ては不滿の所は澤山ある、併し是は理想の話で、僅か二三十年の中に日本の監獄制度が是ほどの變遷をしたと云ふことは、西洋人も私は驚くのが當り前であると思ふ、又能く英吉利人や其外の國の人が來るのを巢鴨其外へ連れて行く時もお世辭ばかりでなく日本の監獄制度の能く行つて居るには大變感心して居る、又此間シカゴのヘラ

ル下新聞記者のウヰリヤムヘコルチスと云ふ人が東京に來て居りますが、其人は日本は君子國であると云ふ論文を書いた、それが翻譯になつて此次の警察雜誌に出ますから御覽下すつたら分りますがそれに精しい刑事統計を擧げて、亞米利加や其他の國と比較して日本の犯罪數が少ないと云ふことを論じて居る、先生素人であるから統計の間違つた所もありますが、大分論して居る隨分西洋人が眞個に日本の監獄制度なり慈善事業を見ますと、これはどまにヒューマニチーの道が発達して居るか、又ヒューマニチーの精神の強い事を認得る事が出來やうと思ひます、是は戦時に於ける事でチヨット参考になることであらうと思ふのであります。

それからモ一の問題がある、それは何かと云ふと、戦時の慈善事業でなくして平時の慈善事業です、平常日本の慈善事業はどうなつて居るかと思ふと、一昨々年内務省で調上げた統計に依りますと、冤因保護事業とか貧兒院であるとか孤兒院であるとか育兒院であるとか養育院であるとか癩病院であるとか各種のものが凡そ二百七十位ある、それから色々のものがまだ出來て居りますから、私は今統計を取つて見たら三百以上になつて居ると思ふ、で四千五百万の人口を持つて居る我邦が唯三百はか慈善事業がないと云ふことは、是又西洋人の驚く所であらうと思ふ、ナセならば紐育の一つの街でも二千からの慈善院がある、倫敦は勿論

非常に大きい街でありますから小さいものを集めると三千に近い慈善院がある、英國全体亞米利加全体ではない紐育なり倫敦と云ふ一つの街を以てすらも二千からある、さうして是は日本全國の慈善院の數と較べると唯三百はかない、で數の小ない方から云ふと日本はいかぬと云ふ論を立てられる、併し斯う云ふ論を立てにやならぬ、慈善事業の起らなければならぬ必要は國家の爲に目出度いことかどうかと云ふ論を立てなければならぬ、決して慈善事業の數の多いことは目出度いことではないと思ふ、若し數が少なくて濟めば一番よいのであらうと思ふ、でナゼ西洋には慈善事業がそれは盛んにあるかと云ふと、其譯は色々の原因がある、一つは貧富の懸隔と云ふものが非常に劇しい、工業が發達して來て日本よりも西洋は貧富の懸隔が非常に劇しいと云ふことが西洋に慈善事業の多い譯である、其事は一方から云ふと良い事でもあり悪い事でもある、生存競争の劇しい貧富の懸隔のあることが一つ、それからモー一つは西洋人は日本人と違つて個人性と云ふものが非常に強い、之を英語で云ふとインデビデュアリズムと云ふ一つの主義を持つて居る、で個人の發達を國家と云ふことよりも非常に重んずる、で個々自分勝手の事をやつて居る、それであるから親族の中で自分の縁家の者を世話すると云ふやうなことは日本のやうにしませぬ、日本は是と反對で家族制度で今日までやつて來て今日まで其温りがありまして、矢張隣佑相輔の義とか親族相隣の情と云ふ

ことが互に厚い、それで親族が親族の中に不都合の者が出來ると今でも親族の者が世話をします、それから昔五人組制度と云ふやうなものがあつたのでそれが今でも行はれて居る村もある、それは崩れては居るが其精神が今日まで傳つて來て居りますから近所隣りで世話をすることがある、それで西洋の如く慈善院と云ふもので世話しなければならぬと云ふことにならない、西洋では個人主義と云ふ強い感念がありますから、自分の家庭へ他人を連れて來ることなどはいかぬと云ふので金を出して慈善院を建てやうと云ふことになつて居るが、日本では隣佑の義親族相隣の情が厚いから慈善院を建てずして日本人の家庭に厄介者の多いのはそれである、それから日本に慈善事業の少ない譯は一つは慈善事業が進歩して居ないのと、一つは日本の不進歩にある、併し他の二つ三つの原因は西洋よりは私日本の慈善院の少ないと云ふことが日本のよい所を表はして居る所ではないかと云ふことを此頃頻りに感ずるのです、さうして各親族の家に或は近所隣りの家へ行くべきやうなことが大分あると云ふことは是れも餘程よいことであると思ふ、西洋では餘り慈善院を建て過ぎたのです恰も監獄を建てし何んでもかでも悪い事をした者は監獄へ入れなくてはいかぬと云ふことをやり過ぎた結果、今日其反動として條件付裁判とか感化院制度とか、其外罰金制であるとか一種の管杖刑であるとか云ふことを西洋ではやつて居る、それは畢竟監獄改良をやり過ぎた結果、

一も二もなく監獄へ叩込まなければならぬと云ふ極端がさうなつて居る。で今條件付裁判と云ふ者が到る處非常に歓迎を受けて居る。それと同じでヒューマニチーの事が宗教などの盛んになつた所から出來た。それで今慈善院で子供を育てることは往けないと云ふて西洋の慈善事業の一つの戒になつて居るが、ヒューマニチーユイシヨナルライフと云ふもので子供を育てることは往かぬと云ふことがある。其インスチテューシヨナルライフと云ふのは二百人なり三百人なりの子供を一つの孤兒院に容れて廿歳位まで育てると根性が曲つて死亡數が多くて獨立や柔順の心がなくて唯院長を見ると恐れたりしてどうもいかぬ。それで孤兒院に居る者を取出して健全なる百性の家族或は信仰ある宗教心の厚い家庭へ分配しなければならぬと云ふので、子供を家庭で取扱ふ慈善事業が今餘程西洋では盛んになつて、それをやらなくては孤兒院や感化院を建ててやることはいかぬと云ふ論が立つて丁度監獄から罪人を取出すと云ふ論と感化院から子供を取出して家庭で育てると云ふ論と同じになつて來やうと思ふ。で其一番よいのは一軒即ち孤兒院一村即ち孤兒院と云ふのがよいと云ふ論で、其一軒と云ふのは一軒の家庭の内に一人々々分けて置くのがよいと云ふのです。それで西洋の感化院などは何處へ行つて見ても感化院に一人の巡廻事務員が居つて、それが始終良い家庭を見出して其處へ分けては後とから監督に見廻つて居るのです。それで西洋の感化院なり孤兒院で一

番よいものは何んであるかと云ふと、その位彼處の感化院から子供を取出して家庭に入れて居るかと云ふことである。完全無缺の感化院でもいかぬ。家庭に預けるがよいと云ふことになつて居る。それが西洋で今の所で一番進歩して居るのですが、それが我邦では家族制度の慣習の強い所から隣佑相輔の義の厚い所から自然さうなつて居る。感化院なり孤兒院へ容れる前に迷惑ではあるが家に置いて世話をするに云ふ傾がある。そこが私は日本の慈善事業を研究する時に一つ注意して見なければならぬのではないかと云ふことを此頃感して來た。それは何かからかると云ふと、軍人援護會の百二十萬圓の金の使方、國庫の百二十萬圓を五千圓はか使つて居ないと云ふ所から見て餘程美點があると思ふです。此事實は戰時の慈善事業平時の慈善事業に致しまして、若も能く是を組織的に澤山の事實を擧げて見ることが出來たならば、西洋の監獄改良にも西洋の慈善事業にも特殊の方面を示すことが出來、又非常に參考になるであらうと云ふことを考へまして、出來るならばさう云ふ物を集めて英文にでもして各慈善院なりに關係ある人に送りたいと云ふ考もありますが、是は注意して見ることがあらうと思ふのであります。で餘り是を良いとばかり云ひますと將來の慈善事業に障礙を來して、モ一建てぬでもよいかと云ふとさうではない。まだ十分に開拓して居ないです。が其事實を忘れずしてどうか他の慈善事業を起したいと思ふ。斯う云ふ麗しい事が若し出来る

ならば多くの慈善院を建てる必要もありませぬから各々の家庭に於て世話した方がよいと思ふ。私が免因保護をやつた経験に依ると、私は原君のやうな人ならば三十人四十人置いてもよいと思ふが、若し通常の熱心家でやつたら失敗すると云ふ論を持つて居る。自分が経験した所では始終六人位置いたことがあるが、六人居ると餘程困る。一番よいのは減つた時に一人世話したのは大抵成功して居る。三四人五人となつて來ると彼等は申合をして一種の悪い事が出來ていかぬ。それで私は思ふ、子供を慈善院感化院から取出して唯一人置いて五人六人居る健全なる家庭で一人の悪い者を征伐することは容易い。畢竟免因保護事業でも慈善事業でも成功せぬのは悪い分子を多く集めて五人か十人か教員とか院長とか會長とか入込んで居つて改良しやうとするから思ふ通りに成功しない。五人も十人も良い人間の中に唯一人の免因者とか或は孤兒とか貧兒とか不良少年を置いて熱心を以てやれば強い勢力と弱い勢力であるから幾ら弱くつても敵せぬから必ず好い結果を見るに相違ないと思ふ。で免因保護事業も一つの寄場を造るはいかぬと思ふ。それならさう云ふものを拵らへるはいかぬと云ふと十人か二十人は容れることにしなければなりませんまいが若し出來得べくんば是は成るべく少數を集めるやうにしなければならぬと思ふ。我邦の今日の戦時平時の慈善事業が斯う云ふ風になつて居るから是で安心しては往けませぬが、此有様を以て我邦の長所短所を能く初

めから分別して慈善事業の仕組をして行くならば餘程成功するであらう。又其結果は監獄事業に餘程其影響を及ぼして來ることになるであらうと思ひます。唯私はチヨット今思付いて責塞に言つたので一向混雜して分りませぬまいが大に私は此頃さう云ふ事を感じて居るのでありますから一言申上げました(拍手)

○所 感

小河滋次郎君

唯今留岡君のお話で大變私は有益に感じたのであります。恰も私の此一週間許の頭の内は殆ど此不良少年の救護事業と云ふやうなことで支配されて居るので、一段外國の事情、日本の實況などを對照して考へて見ますると云ふと、如何にも外國などでは此事業が盛んに普及して居り、僅かに倫敦なり紐育なり一つの市街であつても日本の何百倍何千倍と云ふほどの多數の設備を以て完全に社會的保護救濟事業の道が整つて居る。然るに日本の實況に就て調べて見ると如何にも微々たるものであつて、今留岡君の御話で見ても、日本全國を通じて種々なる慈善救護會の数が僅かに二百七十何箇所しかない。殆ど倫敦或は紐育の一區の數にも足りぬほどの誠に微々たるものであるので、何故に此の如く日本に少くして外國に多

いかと云ふ原因も調べて見又日本の如く徹々たる有様であつてはトテモ此犯罪豫防と云ふやうな事も到底むつかしい譯である。盛んに日本でも起さなければならぬと云ふ感じも一層強まつて来るのであります。今留岡君の御説を承つて私も大に留岡君と同感であるのであつて、畢竟日本に於きましては元來所謂インデビデュアルと云ひます。團體心と云ふよりも個人心と云ふ方が強くあつて、大勢で一緒に働くこと云ふよりも單獨に働く、親類の中に厄介者があれば親類でそれをどうかこうか引受ける、又一町村一部落に於て厄介者が出来ればそれを其町村又は部落で所謂相隣相扶けると云ふ方法で、兎に角厄介者の世話をする。と云ふ習慣。古來の風習が行はれて居つて、實際に於ては随分不良少年などが澤山あるのでありまするけれども、さう云ふ方法に依て兎に角姑息的に不完全ながら救護されて居る者が随分少からぬ數である。其の結果として實際に於て感化院など、云ふものを起す必要がないではない、必要があつてもそれを創設すると云ふことに至らぬのであらうと思ふ。是は一面に於ては非常に美德と云へば云ふものゝ段々文明が進歩致しまして社會の組織が變化して行くのである。従て又習慣も一變するに至るを免かれぬのである。果して是で日本に行はれて居た美風美德即ち隣佑相扶と云ふやうな事が維持されて居るか。と云ふと今日では其事は殆ど破壊に近付いて居るのである。近付て居るのでありますけれども積年の墮力でもどうも進ん

で團體的に之を保護するとか、或は收容すると云ふことが出来ない。ので所謂過渡の時代である。此過渡の時代でありますから昔の美風である美德であると云つてどうも安んじて居ることが出来ない。のであつて、事實に於て必要を感じて居るのであります。國粹は國粹として何處までも之を維持し之を發揮することは吾々の努めねばならぬ所でありますが然し茲を以て我々當局の者が迂つかり之を口にする事になる。我々が希望する所の此過渡時代に於ける公共的慈善救濟事業の發達と云ふことは餘程困難であらうと思ふ。今留岡君も其事は注意されてお話になつたのであります。寧ろ今日に於きましては一方に於ては實に文明各國に比較すると日本に於ける慈善制度の設備は極めて不完全である。此の如き實況であると云ふことを大に鼓吹する必要がある。其實況を鼓吹すると共に當局の大に注意すること、は、實際此美德美風は行はれてきた今日悉く消滅して居るのであります。せぬから、慈善事業なり又監獄制度の上に於ても大に此美風美德を利用すること、に努めなければならぬのである。其美風美德を維持し利用することはどう云ふことかと云ふと、例へば感化院を造るにしても今留岡君の御話になつた如く、ドンナ完全の組織にしても、多數の者を一箇所に收容してやることに付ては、所謂インステチュショナルライフと云ふ感化院的の悪い慣習と云ふものが付きまして大に是が道徳の發達を害することを免れぬのであります。已むを得ずして感化院

に一旦收容は致しませするけれども、成るべく是を早く外に出す道を講じなければならぬ。是は單り感化院のみならず監獄に於きましても出獄者に對して成るべく圓滑に社會との結付をつける道を講せねばならぬのであります。我國には幸に是まで親族同志が互に扶合ふとか、村落が互に相救濟するとか云ふやうな習慣があつたのでありますから、其習慣を利用して此親族であるとか或は町村と云ふやうな所に懲治人なり又は一般の出獄者を交付すると云ふやうな事を大に努めなければなるまいと思ふ。で今日は御承知の通り監獄に於ても假出獄又は假出塲と云ふことが盛んに利用されることになつて參つたのであります。其點に付て當局者は唯理屈ばかりでなく能く地方の當局者なども打合をして例へば徳島の野崎君が地方廳と協力せられて、さうして同縣管内の郡役所町村役塲の盡くをして出獄保護の事業に同情せしめらるゝに至りたるが如く一般社會の各家族に監獄を出た者なり或は懲治塲を出た少年を快く收容すると云ふやうな道を立てることが必要である。今御話の通り軍人援護會と云ふものを設けると云ふと擧つて其方に同情するものがある、是はどうかと云ふと國民が敵愾愛國の心に富んで居る爲めではあります。是は私に於て免囚保護の事でも感化事業の事でも容易に世間に歡迎されぬのは私は其意を得ないのである。苟くも其經營の方法にして宜きを得ましたならば隨

分社會が是に向つて同情を表し大に努力することが必ず出來やうと思ひます。何となれば我が國固有の美風美德はたしかに此くの如き慈善救濟の事業に同情すべき感受性を持つて居るべきを信するからである。

尙ほ此頃段々各地方の司法官が出京になりまして、色々の方面から監獄制度なり不良少年の處遇と云ふやうな事に就て司法官としての實驗談又は意見を聴くのであります。大分、其内には我々の参考になる事があるのであります。此頃も廣島の控訴院長が見へて、此人は監獄の事には大に「インテレスト」を持つて居る人でありませが、同院長の私に話されたのに、近頃監獄に於ては大に此犯罪者個人的の關係と云ふことを精密に調べられ或は身分帳と云ふものが精密に出來て、町村役塲なり警察なり其他各方面に照會して監獄に這入る前の狀況、犯罪を爲すに至るまでの原因等を精しく調べられる趣であるが、是は非常に結構なことであつてどうしても囚人に對して適實に刑を執行し其目的を達しやうとするには囚人の個人關係を知ることが必要である。此方針を以て監獄當局者が努めて居られることは敬服である。然るに此の如く盡力せらるゝに拘らず、自分の大に惟むことは、未だ曾て監獄の當局者が裁判所に對して犯罪者の裁判一件記録を請求したことがない。と云ふことである。一件記録と云ふものは本人の犯罪の事情は勿論犯罪の原因となる事までも總て網羅した大切の材料である。此材料を監獄の當局者が裁判

所に請求する場合が殆どないと思ふことは誠に恠むべきことである。成るはせ町村役場等に就て身上關係を聞くことは必要であらうが、犯罪の原因の直接の事情を知るは此一件記録が最も好い材料であると思ふ。苟くも個人の關係を明かに知らうと思ふには此一件記録を一日も離すことは出来ない。然るに此一件記録は裁判所の倉庫内に隠居せられてあつて、監獄のみならず何處からも利用せらるゝ所のないことは自分の最も遺憾に思ふ所であると思ふて話されたのであります。是は如何にも尤の話であつて、曾て私も此事に付ては書いたこともあり又先年教誨師會同の席でも話したことのありますが、教誨師は勿論監獄の當局者は大に此一件記録を利用せられ、尙ほ進んでは時々裁判所などにも出入して犯罪人の公判を傍聴せらるゝことは必要であると思ふ。藤澤典獄などは各犯罪者の著しい者で新聞などに精しい事實が載せてある。是は警察種と稱して無論警察から出るもので十分の信用を置くには足りませぬが、犯罪の凡その筋道を知るの参考になるものである。其新聞を切抜かして調査の材料に供せしめらるゝと思ふことでもあります。是等の事は至極結構な事でありますが、既に此新聞の切抜を利用される必要があるならば、尙ほ一層進んでそれより精密なる信用すべき裁判所の一件記録を利用されることが最も必要の事柄であると思ふ。成るはせ今控訴院長などの話に依つても今日の實際に於ては未だ此大切なる一件記録と云ふ物が利用されて居らぬ

やうに思ふのであります。獨逸などでは監獄の参考材料として常に裁判所に一件記録を請求して之を調べることになつて居るのみならず、重罪囚長期囚の者に就ては裁判所は必ず此一件記録を添へて監獄へ交付せねばならぬことになつて居る。で監獄では能く之を調べ其要點を身上表に書抜いたり尙ほ色々調査したる上に之を裁判所に返すことになつて居ります。今申した如く我監獄當局者は熱心に各方面に於て身上關係の實相を詳悉することを努めて居らるゝに拘らず、此最も大切な一件記録を利用されて居らぬと思ふことは、局外から話されて見ると誠に御尤の話であると思ふ。勿論典獄としては常に複雑繁劇なる事務に従事されて居ることでありませぬからナカ／＼山の如き一件記録を一々緝閲して居ることも不可能のことではありませぬが、習慣犯者又偶發犯の中でも著しい者はさう澤山ではありませぬから、自から多數の犯罪者の中で分類を設けて、少くとも偶發犯罪者なり重なる犯罪者に付きましては成るべく一件記録を利用して、其身上關係を一層詳悉することを當局者に於て大に努められたならば、行刑の適實、進んでは又特赦假出獄などの利用の上にも大に便利を得らるゝことであらうと思ひます。尙ほモ一一つは日本に於ては元來此犯罪者が多いか少ないかと云ふと、各國に比すると多いのである。何故に多いかと云ふと多い理由がある。實際に於ては犯罪者が必ずしも外國より多いとは云はれぬのであります。處刑者即ち監獄に拘禁

せらるゝ者の數は確かに日本は多いのであります。ナゼ多いかと申しますと、元來犯罪を摘發起訴すると云ふことに付ては二つの主義があるのであります。即ち法定起訴主義と便宜起訴主義の二つがあるのであります。外國でも英吉利などでは便宜起訴主義を探り大陸諸國では法定起訴主義を探つて居る。法定起訴主義を探つて居る所はと云ふしても處刑者の數が多いのである。便宜起訴主義を探つて居る所では、法律に背いた行爲があつても、警察官なり検事が是は起訴する必要ない云ふ場合には起訴しないのでよい。然るに法定起訴主義であると、苟も犯罪行爲があれば法律に依て必ず起訴しなければならぬのである。英吉利などでは最近數年間を通じて著しく犯罪が減じて行き大陸諸國では非常に増加して行くのはと云ふ譯であるかと云ふと、英吉利に於ては不良少年の處遇感化制度などが非常に能く完備して居る爲に段々一般の犯罪者を減すると云ひますが、重なる理由は英吉利に於きましては便宜起訴主義を探つて居ります爲に犯罪者が減少するのである。即ち段々此輿論が「ヒューマニチー」又は實益主義とかに傾くので、さう云ふ微罪の者を起訴しても役に立たぬと云ふ考が起つて來るに隨て大體の者は處刑しないと云ふ事になるのである。然るに法定主義を探つて居る歐羅巴大陸では世間では縦へ告發する必要はないと云ふ考を持つて居つても、所謂涙を揮つて馬糞を斬るので、社會に實益がありと考へては居るが、法律の手前不問に附すことは

出來ないと云ふので、さうしても犯罪が増加することは免かれぬ、併し法定起訴主義を探つて居る大陸諸國に於いても自からそれを緩和する制度がある。其制度は即ち陪審制度である。陪審制度は多數の素人が裁判に加はりまして、其素人が法律に拘泥せず常識に依て判斷し得た所の多數決に依て、縦へ法律の明文に觸れる者であつても、唯常識の上からは無罪であるとか有罪であるとか云ふ決定を致しますと、裁判官は其決定を動かすことは出來ないのである。無罪と云へば引離して仕舞ひ有罪と云へば刑を適用するのでありますから、是に依て法定起訴主義が緩和されて居るのである。随分外國の新聞などを御覽になりますと、モ一立派に分り切つた殺人犯者とか其他の犯罪者にして、唯理由なく此陪審官の判決に依て無罪を言渡されるものが少くない。さう云ふ働に依て自から法定起訴主義が緩和されて居るのであります。不幸にして我日本に於きましては唯外國の例に倣つて法定起訴主義を探つた丈で少しもそれを緩和する道は付いて居ないのである。外國に於ては法定起訴主義を探つて居る國でも陪審制度が行はれて居るから緩和されて居るが、日本では唯法定起訴主義一面で少しも緩和することがない。ドンナ微罪にしても宥恕しないで、モ一苟くも法律の條件を具備した者は處刑しなければならぬと云ふので、其爲めに日本に於て犯罪者の多數現はれることは已むを得ない譯であらうと思ふ。それであるのに日本に於ては是まで特赦或は

假出獄と云ふことが非常に少なかつたので、外國ではそれ丈の緩和の道が開いてあるのに尙ほ特赦なり假出獄が割合に多數である。日本に於ては唯窮屈なる法定起訴主義に依て法律を動かして居る上に、今日の所では特赦なり假出獄と云ふことが非常に窮屈に行はれて居る有様である。尤も近年に至りましては我國に於ても幾分か了解されることになつて、特赦なり假出獄の範圍が漸々擴まるやうになつたのであります。外國などの實況に依て考へまするとまだ、日本に於ては特赦なり假出獄は大に範圍を擴めてもよいと思ふ。殊に監獄行政の上から見ましても監獄に非常に長く囚徒を拘禁して置くこと云ふことは、寧ろ害はあつても利益は少ないのでありますから、成るべく早く社會に出して社會との結付をしてやる方法を講じてやらなければならぬのである。(拍手)

寄 書

○監獄所感

田 中 一 雄

余が監獄所感と云ふ見聞の新なるものにあらず極めて單純殊に書き立つるに足るものにあらず然かも唯沈黙して胸の中に藏めんよりは雜誌の餘白を借りて述ぶるあらば聊か以て參考に資する無きにしもあらざるべし監獄行政の日々に進歩しつゝあることは近來の現象に視て先輩諸君の熱心勉強せられし結果にして誠に喜ぶ可く感謝す可きなり然れども余の希望する所即ち精神上に關する待遇に至りては何んどなく物足らぬ感なくんばあらず是に於て忌憚なく余が意見を述べて大方の高教を請はんとす

第一戒護に關すると 即ち一舉一動規律を以て待遇し能く規則的に身体を躰け秩序的生活を爲さしめ或は技藝を習はしめ産業を授け或は叱罰し

或しは實與して善良なる行爲舉動をなさしめ善き習慣を造らしむると等にて即ち平易に言へば 身体を躰くるを主とす

第二衛生に關すると 即ち在監人の身体に留意し良好なる衣食を給し適當なる運動を爲さしめ病癘に侵されざるべく健全なる發達を遂げしむることを勉めて日常の事業に堪ゆる丈に完全ならしむるにあり

第三教誨に關すると 即ち幼者の就學を始め凡て在監人に對して新なる智識を授け思想の範圍を廣め誤れるを正し亂れるを改め既得の觀念を整理し精神上安心満足の信念を起さしむるものにして各教誨師諸君は親切懇篤なる教導なしつゝあり精神上は勿論形の上に於けるも放免後の保護職業の世話に至るまで盡されつゝあるも古往今來聖人君子の研精刻苦して休まざる教誨の事にしあれば其は中々容易の業に非るべく嘗て某教誨師は監獄教誨を左の五種に區分せられしことあり

(一)感情的教誨、感情に訴ふるものにて一時的

のもの繼續の力に乏し

(二) 教育的教誨、無知無考のものをして道理の觀念を起さしむるもの

(三) 審美的教誨、各人に審美の念を伴せしめ、頑情を融和せしめ調和の觀念を起さしめ、貧民的状态を好ましめざるもの

(四) 意志的教誨、意志の鄙陋にして頑迷戻逆なるを戒め改むるものにして意思の健康を求むるを目的となす故に實業家の立志談忠臣孝子の節義談不遇にして後顯れたる人耐忍的人士の立身談其他怠慢なる氣質を變化せしむ可き堅忍不拔の勇氣を奮興するに足るべき古今實歷譚等

(五) 宗教的教誨、(意義省略)

市谷監獄の河野教誨師は其主管の教誨時報に犯罪人に對する宗教として

(一) 説教 (二) 教育 (三) 産業 (四) 施恤 (五) 境遇變化の五種を掲載せられたり其教誨に對する注意の周到なる感佩に堪へず余之に「類化」の一項を附加せんとす

類化とは人あり故國の山川草木丘山等を視他日或る地方の地理を聞く時は既得の常識の助けにより能く之を了解するものを謂ふ

類化 (凡て人は皆舊知識の助けにより新奇の事實を了得する作用之を類化と云ふ)

(一) 意を善良に誘ふべき必要手段として類化せしむると

(二) 類化とは既得の知識の助けにより新奇の知識を收得せしむるを云ふ

(三) 類化によりて廣く導くときは愉快の感情を以て向ふものなり故に心之に専らなり之を名て興味と云ふ

(四) 類化によりて興味を起すときは極めて感覺強く心意之に傾注す之を注意と云ふ

(五) 教誨師は各人類化の爲め各人既得の知識の程度を知ると(以上教育學上の原則による) 如斯囚人既得の經驗に基き教誨をなすときは囚人能く之を類化し從て注意を向くると甚だ強かるべし

今爰に類化の一例を云はんに國定忠次が身は殺人

の大罪を犯しながら乾分某が「ダラニスケ」(俗に偽せ熊の胃)を行商せしに忠次は是を嚴禁せり而して曰く害一人に止まる尙は非なり況んや害數多

の人に及ぶは恕す可らずと殘忍猛惡なる忠次猶且つ此の品性ありこの品性をして發達せしめば高尚なる人格を成就せしならん佛敎に所謂應病與藥とは類化の如きものを云ふなるべし因て先づ教誨に在て類化の必要戒護に在ては看護の必要なるを述べて以て諸君の高見を煩さんとするものにして是より前に遡りて第一項戒護に關する豫防即ち看護と云ふことに就て意見を開陳せば看護は在監者の行為を看視して惡に陥らしめざるの方法を云ふと雖唯だ過失の豫防を以て満足するものにあらず進で正義を行はしめ總ての危険に遠かり道德の實行を期せしむるに在り故に豫防主義の必要は今更余が喋々を俟たざるも第一刑事被告人に對する豫防

第二囚人に對しては

(一) 反則の動機を與へざると

(二) 囚人に氣安めの言語を用ゆ可らざると

(三) 自棄自暴の期を與へざると

等其他收擧に暇をあらざるべくも爰に養せず而して看護の活動する範圍は實に廣く在監人全休の行為運動作業交際書信接見其他に表はるる所のものなれば直接間接の看護者たる司獄官は特に情慾甚しき自制力に乏き在監者が往々教令を實行せず心身常に危険に陥り易くあらゆる方法を以て向ふものなることを能く辨知して看護を盡されんことを希望して止まず去りてと嚴密に過ぎて厭苦を感せしめ且つ故意に爲すが如き状態を避け成るべく在監者の恐怖とならずして獎勵指導となるべく心掛けありたきこと共なり

(二) 各自の權利を保護し罪辭に陥らしめざる

(二) 被告人等の慾望に任せて裁判官に無用の

第十七卷 第十二號 寄 書

第一 戒護に關する事 第二 衛生に關する事
 第三 教誨に關する事 第四 經濟に關する事
 (即冗費を節約し必要缺く可らざるの費用に充て
 一面作業を擴張する事)

第五 豫防に關する事 (とは治療の一切に付て
 間斷なく看護に注意する事)

「過失を豫防するは過失を改めしむるより」容易な
 りとの格言味ありと云ふべし聊か感ずるところあ
 り貴紙を穢すと云爾

監獄論

河村鑄太郎

監獄は明治五年十一月太政官達第三百七十八號
 を以つて其規則を制定し同十四年九月同達第八十
 一號同二十二年七月勅令第九十三號を以つて之れ
 を改定し自由刑を執行する所の官廳なり而して
 其の執行の目的は不良の民を感化して良民に復歸
 せしむるにあり同十四年頒布の刑法第五十三條に
 重罪輕罪の刑に處せられたる者改悛の狀あるとき

は其刑期四分の三を經過するの後行政の處分を以
 て假りに出獄を許すことを得同十七年内務大臣の
 訓示に監獄は猶ほ抄紙器械の如し不良の民を化し
 て良民とならしむ内務省御備教師法學博士クル
 ーセン氏の說に紀律、作業、衛生、教誨、教育、書信、
 接見、賞罰は最も有効なる感化手段なりと此說最
 も文明各國に勢力を有する所にしてロンブロー
 氏尙ほ云へることあり改悛したるときは出獄を許
 すと而て監獄官は委任たり時に刑政を議す外國に
 於ては多額の俸給を拂ふて優遇す然るに法學士鈴
 木宗言氏は云へり監獄は犯罪學校にして獄吏は刑
 政を議するの權なしと明かに本誌第十七卷第九號
 一頁並同卷第十號第四頁に之れを載す監獄若し犯
 罪學校ならば刑政を議する者は犯罪人を増加し國
 安を害するを以て目的となし檢察官は加害程度の
 輕き者に對して逮捕を命し警察官は加害程度の輕
 き者を逮捕し裁判官は加害程度の輕き者に對して
 累犯を命するものなりと云ふに至り監獄官を呼び
 て獄吏と云ふ蓋し官は固より卑しからざるも刑の
 執行は賤業なり賤業に従事するが故に之れを云ふ

と云ふの意か果して然らば死刑、金刑、名譽刑を執
 行する裁判所、恩給局、賞勳局、稅務署、警察署の職
 員をも賤業に従事すると云ふに至る抑も刑は洋の
 東西を問はず古今に係はらず國の安寧秩序を保つ
 上に必要にして何人も絶對的に服從せざるべから
 ざる重器なり此重器を使用する何の賤しきことの
 之れあらんや又監獄官にして刑政を議するの權な
 しとせば鈴木宗言一私人之れを主張するの資格な
 きは瞭として火を賭るよりも明らかなり氏か議權
 を認めざるは他を攻むるの急にして自ら省るの明
 なきを哀まざるを得ず監獄新民主主義たる監獄官の
 榮職たる維持以來昭々として明かなること日星の
 如く何人と雖ども之れを蔽ふことを許さざるな
 り

給與工錢歩合ニ就テ

の 生

作業工錢給與の歩合は監獄則に示すが如く罪の種
 類と犯數別等に依り規定しあるも之れは單た工錢

計算上不尠手數と人とを要するに過ぎずして其區
 別あるが爲めに得る處の實益と重罪囚や再犯以上
 の囚徒に對する効力如何は極めて寡少なるが如し
 (体裁の上より觀れば如何にも美法なるが如きも)
 尤も施行細則に再犯囚と雖も或る條件具備するに
 於ては初犯囚に準じて工錢給與の尠あるも就役囚
 中最多き再犯以上のものは概ね行狀善良ならざる
 もの多くして折角の便法も之を應用する場合は其
 數極めて多からず且つ彼等に對して作業督勵の上
 に於ても不便寡なしとせず故に現行の工錢給與の
 歩合を廢して勞働の多寡と製品の功拙及其數量の
 多寡等に依り何人にも其分量に應じて工錢を得
 ることと改正せば専ら作業を督勵して彼等をして
 自然に業務力行の習慣を養はしめ出獄後其享得た
 る勞働力行の觀念を失はしめず能く之を實行せし
 むることを得ば今より一層利益ある結果を見るを
 得可く殊に彼等をして力行多得の觀念を實行せし
 むれば假令真心改悟を爲さざるも其間再入を防ぐ
 とを得べく從て在監人減少の一端ともなりて恐ら
 くは中産以下の者多き彼等に對しては最も必要な

る獎勵法とならん乎

(尙ほ本説を擴めて刑法百日の制限を廢し科程未
終了者に限り工錢を給與せざるゝことゝせば一
層妙ならん)

○監獄に書籍館の設置 を望む

京都 小林芳太郎

余は再回看守の職務に従事する幸福を得て會員の
末席に加はるを得茲に僅か述んと欲するものあり
抑も天然自然の道理過去百般の事情を現世に寫出
したるものは書籍なり而して其部其名牧擧に違あ
らず凡そ人たるの道は親義別序信の倫理を明晰に
して善を行ふより大なるはなし是れ則ち人の本分
にして道を知らんと欲せば學ぶに如かざるなり而
して之を學ぶの具は書籍に頼るの捷徑なるを信ず
然り而て之を求め學ばんと欲するも家に財なく又
利己者は僅々の失費を恐て學を疎す是が救濟の方

法として書籍館を設くるの必要ありと謂ふ所以な
り治獄の事は極めて至難の業にして新進の材能を
要すること頗る緊要なり今若し書籍館の設立を見
るに至らば自ら激勵興起の精力を生し頑夫も不識
不知半片の心緒を開き數段の智を進むるに至らん
是れ豈に衆擧の大利益に非らずや西人の曰く文化
の程度は書籍館の多寡を以て卜知すべしと寔に然
り書籍館の設け多きが故に方今天下の人異口同音
に米國は文化の第一なり英佛之れに次ぎ其他は亦
之れに次ぐと是を以て推擴せば社會進歩の程度を
知るに足れり今や我國人智漸く進み國內所々に書
籍館の設けあり然るに未だ我國の監獄も日歩月進
の今日書籍館の設けなきは遺憾の至りならずや曩
きに警監學校の設立せらるゝや滿腔の熱心を以て
歡迎する所となりしも何等の不幸か遂に廢校の悲
運に會す痛嘆何ぞ堪へん是に於てか書籍館の必要
を感ずること益々深し若し夫れ内外監獄關係の書
籍を蒐集して閱讀せしむるの途を開かんか智能の
發達監獄の改良に益するの大なる豈余の贅言を俟
たんや

○雜感 一束

網走 成 義 生

△吾人の襟度 歩調を活潑に過激を避け平和にし
て秩序あるべく而も嚴肅を汚すと勿れ噪がす沈ま
ず泰然として中庸の道を行くは則ち吾人の襟度に
非ずや自他共に精神の修養を勉めつゝ囚人の心性
を矯正するまで發展せしめんとす亦た快ならずや
△遇囚の機略を漏す勿れ 遇囚の機略を漏すこと
は恰も軍機軍略を敵國に漏すに比し、危險、危險、
余は常に囚人の強情なるに恐れず然れども味方に
軍略を漏すものあるを氣遣ふ、若し漏すものあら
んか、嚴律を以て處せんことを豫言す、囚人は常
に軍機軍略を窺はんことを勉め居れり其の手段に
罹る勿れ、監獄は之れ平和的戰爭の場所なり
△能ある船頭は順逆の風を利用す 往くも歸るも
同一の風を以て斜めに帆を上げ進行し得ると誠に
精妙熟練の船頭に依らずんば不能況んや一日に風
位の百變する獄界をや、船頭多くして船は豫期の
港に進むや否や船頭多ければ船は送て進む吾人の

囚人に對する亦然り、逆風の天候に遇はば旗艦の
信號に依て斜めに帆を上げ徐々に進行せん
△擔當看守の務 多くの船と水夫は其船長の命に
從て操縦せられつゝあり舵といふ機關は運轉手に
依りて方向を正しつゝあり帆と云ふ器械は風の方
向に依り強弱に依りて伸縮變動しつゝあり旗手は
常に旗艦の信號に意を受けつゝ更に傳達しつゝあ
るなり

擔當看守は船長と舵手と帆手と旗手との四ヶの務
を一手に左右するものなり、早朝大洋に漕ぎ出で
利益を充たして夕復た歸るべき最も重く最も貴く
最も面白き務ならずや

△程と加減 凡て物には程と加減あり司獄官の囚
人を動すにも吾等同僚間の務にも亦或程度を越ゆ
べからず若し其度を越ゆれば却て非常なる害毒を
流すことあるべし例へば獸肉を煮る時間に於ても
程度あり又鹽砂糖を以て加味するにも其分量に程
度あり又頭と足、背と腹とに依り多少の加減あ
るを要す、若し此の加減程度を知らざるときは食
鹽を多量にし鹹く煮沸するを得策とす否らざれば

保存に堪へずして腐敗することあらん斯る加減は 四人を動止せしむる亦程と加減を要す 經驗にあり専心注意の人にあらざれば能はず吾人

統計

統計

明治三十七年十月末日現在全國在監人員表 (△、○)

刑罰別	再犯	總計	三十七年十月末日現在		同年九月		卅六年十月		比較	増減
			男	女	末日現在	末日現在	前月ニ比シ	前年ニ比シ		
			合	計	合	計	△	○		
四	人	人	五〇三八七	二、九七一	五三、三五八	五三、五一九	五四、九二五	△	一六一	△、五六七
刑	人	人	四、一二九	一九九	四、三二八	四、五〇四	七、六一四	△	一七六	△、三二八
懲	人	人	三九五	三六	四三一	四二〇	三〇六	△	一一	△、二二五
別	人	人	六三	二	六五	七四	三五〇	△	九	△、二八五
乳	人	人	二七	四〇	六七	六七	九九	△	三	△、三二
再	人	人	五五、〇〇一	三、二四八	五八、二四九	五八、五八四	六三、二九四	△	三三五	△、五〇四五
總	人	人	五四、二四九	三、〇八七	五七、三三六	五七、五一〇	六二、二二三	△	一七四	△、八八七
再	人	人	七五二	一六一	九一三	一、〇七四	一、〇七一	△	一五六	△、一五八

(備考) 本表中外國人ノ事實ヲ舉ケレハ左ノ如シ
四人男三人、内北米合衆國二、澳太利一、露西亞五、清二三、韓七、刑事被告人男濟二、
沖繩監獄宮古、八重山ノ兩島出張所並ニ函館、札幌ノ兩監獄ニ屬スル警察署留置場ノ分ハ報告未着ニ付前月分ヲ
以テ之ヲ補填ス

明治三十七年十月末日現在全國在監人員監獄別表

監獄別	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳	兒	合計
小	九四六	二七	六〇九	〇		四	九四六
東	六四九						六四九
市	二、二九八						二、二九八
横	二、〇八二						二、〇八二
橋	一、四四四	一六	五六	三		三	一、四六〇
浦	八六〇		三三				八九三
前	一、一九〇		六九				二、一五九
子	八八五		三〇				九一五
水	一、一〇五		六七				一二二二
宇	七五三		六〇				八一三
長	一、三八七		二〇〇				五八七
甲	五一二		三三				五四五
安	八八二		四二				九二四
名	二、〇七一		四六				二、一五三
靜	八六三	三二	四六			四	九一五
藤	六九四		四二				七三六
岐	六九六		二七				七二三
福	三〇五		三〇				三三五
金	五二六		一九				五四五
富	三三三		三四				三七七
新	九一八		六一				九九九
宮	一、〇六七		六五				一一三二
福	一、〇一七		六二				一、〇七九

總計	拘留		輕禁錮			重禁錮		
	再犯以上	初犯	計	三月以上	一年未滿	六月未滿	一月未滿	計
五〇、三八七	二、九七一	一、八四〇	三、七五七	一、五八〇	二、一七七	七、四九六	八、三九一	一、〇七五
三二、九三〇	一、一三一	一、九二七	三、〇五七	一、〇七四	一、九八三	七、五〇六	一〇、七五七	一、〇七五
一七、四五七	一、八四〇	一九、二九七	一、八四〇	一九、二九七	一九、七九六	七、四九六	八、三九一	一、〇七五
七、一一三	二、一七	七、三三〇	二、一七	七、三三〇	七、四九六	七、四九六	七、四九六	七、四九六
二、九四六	四〇	二、九八六	二、九八六	二、九八六	二、九八六	二、九八六	二、九八六	二、九八六

賭博犯懲罰ナリ

出獄人保護育兒及感化事業

○無料宿泊所の事蹟

東京淺草區松葉町二十九番地に設置せる無料宿泊所は明治三十四年四月の創立にして同情になれる寄附金品によりて維持せらるゝものなり其目的とするところは市内に彷徨せる貧兒孤兒扶養者なき病者職業を失へる者若くは住所なく宿泊すべき金銭を所持せざる者を宿泊せしめ或は養育院孤兒院其他に保護を托し或は工業會社又は相當の場所に紹介し業務に就かしむるにあり同所創設以來本年六月までの單に宿泊せしめたる者及保護したる人員成績左の如し

養育院へ入院せしめたる者 七十六人
共濟慈善會及東京感化院へ入院せしめたる者 二一人

福田會へ入會せしめたる者 六一人
警察署の保護を求めたる者 六一人
業務を周旋したる者 百四十人

宿泊せしめたる者 一万千百三十三人

同所は未だ世人の注意を惹くこと少きも着々事業に成效しつゝあり今其規則及趣旨の報道を得たるを以て重複を厭はず左に掲ぐ

- 一 本所は左の數項を實行するを以て目的とす住所なく宿泊すべき金銭を所持せず露宿せざるべからざるの悲境にある者を止宿せしむること
- 一 貧兒孤兒迷兒又は扶養者なき病者等を養育院孤兒院施療所等に入院せしむるの手續を取計ふ事
- 一 無職業者を工業會社又は土工等の適當なる場所に紹介し業務に就かしむる事
- 一 本所にて止宿せしむる者は左の種類とす
- 一 地方より來りて宿泊すべき費用なく一時困難する者
- 一 路頭に迷へる老幼男女
- 一 路頭に病める者
- 一 正業なくして困難する者
- 一 左の者は宿泊を許さず
- 一 金銭を所持する者又は飲酒する者
- 一 本所の紹介に依て職業に就くも怠惰にして再び

業務を離れ困難する者

一 本所に於ては身分帳を調製し宿泊人の住所氏名職業年齢困難に陥りたる原因、本所が紹介したる場所等成るべく詳細に記入し賛助員に報告するものとす

以上の規則を以て一日二十名を限り止宿を許すの制規にして若し之より超過する場合には拒絶するか又は豫て交渉しある最寄安旅店へ紹介するととなせり、抑も止宿人たる者は孰れも金銭の缺乏を告げ、上野淺草公園地内の共同休憩所か神社佛閣の接下又は空家の齋端に一夜を明さざるを得ざるの悲境に陥りたる者にして、若しも警吏の目に觸れなば忽ち浮浪罪として拘禁せらるゝの悲運に接せるものなり嗚呼彼等が心中の如何に悲しきかは實に想像の外にして、彼等の中には親に別れ親戚に離れ、何の頼る所なくして不得止上京し、奉公口捜査中或は悪桂庵の手に弄ばれ又は朦朧車夫の好餌となりて、果ては路頭に惱める者又は父母兄弟を尋ね親戚舊故に便らんとして都下に入り來りたる者若くは夫に棄てられ妻を失ひて自活の途を

絶ちたる者或は主家の虐待に堪へかねて遁走し來りたる者、怙恃を失ふたる幼児、路頭に迷へる稚兒、若し此等の輩をして此儘放棄し去らんに如何なる慘狀を現出するやも測るべからざるなり、本所が率先して此業を創めたる蓋し如斯社會の缺陷を補填せんが爲めなり

本所は時に特志の僧侶を聘し止宿人をして法話を聴かしめ又本人が將來の目的に就て相談ありたるときは仔細に考慮を費し其是非得失を述べ彼等をして再び前轍を踏まざるべく注意を加ふる等總て彼等が肉体の困厄を救ふと共に聊か精神上の慰安と蹉躓を免れしめんとするの微意に外ならず云々

○山陰家庭學院の狀況一斑

同學院は明治三十四年二月の創立にして普く貧困無告の兒童を教養し獨立自活の生業を授くるを以て目的とす創立以來收容教育したる兒女は七十餘名にして此内養子女として他に遣したるもの及び退院したる者は二十餘名なり同院の事業は分て左の五種とす

一「慈育寮」孤兒棄兒貧兒にして四歳以上十二

歳以下の者を收容す但し事情により四歳以上十二歳以下の者をも收容す

一「慈愛寮」父兄若くは親族あるも己むを得ざる事故ありて養育し能はざる者又は衣食を給與して特に兒童教養の依托ある者を收容す

一「慈愍寮」五歳以上十三歳以下の盲啞を訓育す

一「慈悲寮」不良少年及び未成年の免囚を教養す

一「慈惠寮」出獄者にして刑期既に満つるも引受人無き爲め監視の執行を獄中に受けつゝある者若くは出獄するも親戚故舊なき爲め自活の道を立つる能はざる者を收容保護す

同院の維持は慈善家の寄附金品と院友の義捐金によるものなり慈善家の義捐にかゝる金品及其義捐方法は左の如し

臨時義捐 吉凶慶弔又は移轉開店等に際し冗費として節減したる金品

物品義捐 新古の衣服臥具書籍筆紙墨飲食物食

器反物小切足袋或は之に類するもの

慈善函 繁華の停車場神社佛閣汽車流箱旅館其他多衆の集合する場所に掲げ置き慈善家の任意投入する金品

貯米函 慈善家の宅に配預し日々炊時の都度一握づゝ投入するもの

○愛知慈善會成績

(名古屋監獄教務所所報)

一本會創立以來保護セシ所ノ總人員一百〇二人内男九十二人女十八人

一創立以來明治卅七年十月末日迄保護ヲ解キシモノ六十四人内男五十六人女七人死亡男〇女一人

一前項總人員中ニ於テ善良者五十八人内男五十二人女六人不良者三十八人内男三十四人女四人不詳者六人内男六人女〇之れを百分比例セハ善良者ハ百分ノ五六九ニシテ不良者ハ百分ノ三七三ニ當レリ去レハ既往ノ成績ハ不良ノ狀態ヲ呈シ

タリキ然レトモ創業ノ際ハ何事モ失敗ニ終リ易キハ普通ノ例ニシテ亦止ムヲ得サルニ出タリト雖トモ現在及將來ニ向ツテ良成績ヲ舉ル所ノ方

法ヲ探ラサルヘカシサルナリト信ス

愛知慈惠會被保護者現在員成績

(明治廿七年十月末日調査)

犯質	初犯		再犯		以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
強持	1	1	1	1	1	1	1	1
強盗	1	1	1	1	1	1	1	1
窃盗	1	1	1	1	1	1	1	1
守	1	1	1	1	1	1	1	1
取	1	1	1	1	1	1	1	1
欺	1	1	1	1	1	1	1	1
詐	1	1	1	1	1	1	1	1
殺	1	1	1	1	1	1	1	1
私	1	1	1	1	1	1	1	1
打	1	1	1	1	1	1	1	1
官	1	1	1	1	1	1	1	1
車	1	1	1	1	1	1	1	1
治	1	1	1	1	1	1	1	1
懲	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1
父母	1	1	1	1	1	1	1	1
兄弟	1	1	1	1	1	1	1	1
姉妹	1	1	1	1	1	1	1	1
子	1	1	1	1	1	1	1	1
妻	1	1	1	1	1	1	1	1
伯叔	1	1	1	1	1	1	1	1
父母	1	1	1	1	1	1	1	1
獨	1	1	1	1	1	1	1	1
單	1	1	1	1	1	1	1	1
工	1	1	1	1	1	1	1	1
商	1	1	1	1	1	1	1	1
日	1	1	1	1	1	1	1	1
其	1	1	1	1	1	1	1	1
他	1	1	1	1	1	1	1	1
通	1	1	1	1	1	1	1	1
貧	1	1	1	1	1	1	1	1
真	1	1	1	1	1	1	1	1
否	1	1	1	1	1	1	1	1

一本表被保護人ノ年齢別左ノ如シ

現在員總計二十八人	内		計
	男	女	
十六歳未満	5	1	6
十七歳以上	12	1	13
二十歳以上	9	1	10
三十歳以上	1	0	1
四十歳以上	8	1	9
五十歳以上	2	1	3
計	36	3	39

備考

- 一 本表中監守盜犯三人謀殺未遂犯一人及懲治者四人ノ内三人ハ假出獄ノモノナリ
- 一 職工ノ種類ハ時計側製造、提灯、裁縫、大工、塗物、下駄職等ナリ
- 一 職業項目ニ其他トアルハ他家へ雇人トナリ雜業ニ従事スルモノナリ

海外通信

○監獄會議參列記

北米 印 南 生

一日賈府に搦り有名なる東部監獄を観る觀了て筆獄バイヤース氏及其家族と共に食卓に列し談四方八面に移りたる際典獄は更に辭を正して曰く十月十五日より「イリノイス」州クンシン町に於て典獄會議開催せらるべき筈なるに依り貴兄若し之に臨席するの機會を得ば豈獨り貴兄を裨益する所あるのみならず抑々また以て會員たる予等を利用する所尠なからざるべし如何と予は直に答へて曰く時機甚だ好し十五日開催とすれば僅に四五日を剩すのみ請ふ直に發程の準備を爲すべしと將さに別を告げんとするや典獄更に予に其議題及目錄を送りて再會を約す予は一旦更に紐育に歸るの必要あるに依り翌日行李を收めて歸途に就けり

越へて一日即ち十月十三日午前十時ラッカワナ線に依り紐育を發す流車の駛ること笛よりも速しと雖ども行程殆ど米州の半面を横斷するを以て到底二晝夜を費さざるを得ず車中睡る所の風色何れを見るも茫々たる平原偶々以て樹木の矗立するあるも落葉片々秋の名残を止むるのみ殊に夕暮の霞を罩めて霽々たる山野の風致誰か懷郷の念を起さざらんや獨り此情景を恣にし徐ろに思索するの時に當り突如予の背を拍つものあり顧みれば若年の一書生、予に向て懷郷病を起す勿れと謂ひ終つて日露談果ては文學談に涉り時晷の移るを覺へざりき譯夫の「エルマイラ」の聲に驚かされ窓外を顧みれば四面暗黒亦有名なる感化監獄の何れに在るやを知らず歸途再び茲地を訪ふべき意あるを以て自から心も懐かしく感ぜられたり翌十四日午後七時博覽會場地なる聖路易に着す同地に一泊、十五日午前六時發の流車にて所謂クンシンに向はんとし蒼皇停車場に到れば午後二時に至らずんばクンシンに向はずと謂ふ依て止むなく停車場内を漫歩逍遙し或は新聞を閲し或は端書を認め其時間の來るを待つ傍に一紳士あり、予に向て曰く汝は日本入ならずや何れに向はんとするやを問ふ答ふる

にクギンシー行を以てす彼曰く可なり予も亦クギンシーに向はんとす思ふに汝は監獄會議に列席するなるべし予は汝の費府に來りしを新聞に依て知り汝は印南氏ならずや予はペンシルヰニヤ州監獄巡閱官「リーツ」なりとて名刺を示さる、予は更に一禮して其奇遇を祝す願みれば又インデヤナ

州典獄某氏あり共に相携へてクギンシーに赴く「クギンシー」は聖路易を去る約八十哩の所に在りて汽車四時間を費すの地に在り車中聞く所に依れば「リーツ」氏は五六年前日本に來りたることありとて日光の失策談或は日本の食卓の低きこと坐臥の困難なること等を持つこと能はざりしこと等の奇談湧くが如く出で笑聲絶ゆる間なかりき

午後六時クギンシーに着「ニューコム、ホテル」は即ち監獄會議の本部たり車を驅て之に向ふ

到れば満室亦一人を容るゝの餘地なしと謂ふ鬚髮較々白きを交へ温容童顔の一紳士あり曰く汝は此會議に列席せんが爲めに來りしか好望々々予は會頭の位地に在るものなりとて予に握手を求む予は即ち名刺を示して列席の榮を得んことを望み且予

は久しく足下に見んことを想ひ之を待望したるものなり殊に足下の著書及乃父の遺著に依り予は之か惠昭を受くること大なりしを謝せずんばあらずと言訖れば會頭ワインス氏はパーロース氏を顧みて予の宿舍を定めしむパーロース氏は予と共にサン、シェームスに宿することと爲れり

此夜既に開會の日程なりしを以て服装を更むるに遑なく直にパーロース氏と共に會場地に赴きたれば時既に遅く今將さに會頭ワインス氏の講壇に登りて幾々會議の沿革を述ぶる最中なりき氏は曰く該會議は三十一年前オハヨ、シンシナダス市に創始せられ假出獄制度(ベロール、システム)の鼓吹を圖るの意志に成りたるも今は種々の沿革を経て監獄諸制度の改善を圖るの目的に出で爾來年々之を開始し爲めに民福を圖りたること尠ならず本會は即ち其三十一回に當りたるものなりと説明せり嗚呼盛んなるかな我親愛なる會員須く記すべし明治六七年の頃既に米國に於ては現時の會頭たる「エフ、エツチ、ワインス」氏の乃父「シー、ワイ」ンス氏の力に依て監獄會議なるもの創始せられし

をワインス氏の講壇終つて州知事エーツ氏の接待に依り總參集員悉く廣間に集り某嬢の獨吟を聴く音吐瀾院口内球玉を弄するが如く宛轉妙を極め餘音嫋々今尙耳に存するが如し

歸途ワインス氏と共に宿舍に歸る氏は懇切殷懃に予を厚待し慈父の恰も兒童に教ゆるが如く日本監獄の現状或は米國監獄の情況に就て語る所あり予は爲めに利する所多大なるを感じたりき聞く所に依れば當日の參列員は合計七十五名にして日を経るに従ひ參到員總体百名に及ぶべしと謂ふ尙當夜クギンシー町長「スタインバツハ」氏も列席すべき等なりしも大統領選舉に關し氏は現に旅行中に係り特に電報を發し參列すること能はざる旨の謝辭ありたりと謂ふ

翌十六日恰も日曜日に當るを以て午前八時及午後七時プレスビテリヤン教會に赴き牧師は特に予等一行を招待し且該會議參列の爲め知名の士集まれるを以てクギンシー町に於ける各教會は恐く其所屬派參列員の説教を請ひ爲めに近古未曾有の盛會を見たりと謂ふ

十七日午前九時開會、會頭以下各役員の選舉あり尋て倫敦より特に派遣せる英人シオン、ケンチス、フェリヤー氏の犯罪人類別法としての拇印制に就てと題し詳細説明する所あり且實際自ら之を試みて説明の勞を採り多衆の參列者をして一層の感動を與へしめたり殊にパーロース氏の紐育に於て此制を採りたる以來の良成績を説明したるが爲めに其の未だ施行せざる州に在ては之を施用せんが爲め各々特別に之か説明を請ひ或は生徒と爲つて教授を受くるもの尠ならず予も亦其生徒の一人にして拇寫の法を修得せり尙拇印制に就ては他日詳細に之を報道するの機會あるべきを信す

午後一時教誨師會議ありクギンシー町の教會長エドワード、ピーシュレー氏の挨拶ありて監獄會議の此地に開かれたるが爲め將來一層各宗派僧侶をして此不幸なる犯罪人に對する責任を自覺せしめ大に發奮せしむるの機會を得たるを喜び且參列員諸君の便宜は出來得る限りの助力を與ふべき旨を述べて退壇せり

ボンチアアタタ感化院副院長ウリヤム、エス、ウフ

リップス氏はまだ不良少年の改善事業に就て遠ぶる所あり其要に曰く教誨師の氣品は以て感化事業の運命を左右するに足るべく所謂善良なる教誨師たるべき者は非常に熱誠なる宗教教師と一の見世物師との中間に位置を占めざる可からず其言語は決して高尚に流る可からず成るべく多衆の聽者を感動せしめ愉快に之を聽かんことを望むの感念を起さしむるの用意あるを要す云々と

茲に於てフキリップス氏の演説に關し一場の爭議起れり多數の者は餘り多く教誨師の品性に信を置くを以てインデヤナ州の典獄は茲に嘴を容れて各牧師は決して教誨師たることを得るものに非ず予は或牧師に向ては監獄内の教誨を委任すること能はざるものあり何となれば彼等は既に彼等自身に於て墮落したるものあればなり云々と再び教誨師に關する典獄の關係に迄論及せらるるに至り會頭ドクトルワインス氏は立て曰く時としては教誨師の典獄に對する非難の言を聞くことあり即ち典獄は宗教家らしき態度を採ることなく少量のホイスキーを飲み高尚なる言語を操ることありと斯る非

難の聲は屢々聞か所なりと雖も殆ど不必要なる過失を責むるものと謂ふべし牧師ツヤクソン(クリーヴランド)及スター(紐育)兩氏は頻りに日曜の必要且有効なるを説明し過度の勞働を採るを説明し社會勞働の日曜休暇なるより南米監獄に於ても亦之に依らんことを望む云々と言放て壇を下れり

同日午後七時四十分瀾曉たる音楽に伴れて再び典獄會議は開かれたり最初に登壇したる者はコンチクチカット州監獄典獄アルバートガーヴン氏にして監獄に關する立法及行政事業の變化と題し有益意味ある講演を爲せり(以下次號)

小河氏宛の書柬

謹啓、本書御披見の頃は窮陰何角折角御多忙之事と奉遙察候小生も不相變健康勤學仕居候間幸に御安神被爲下度候前便一寸申上置候通り典獄會議に列席し各知名大家の有益なる談話を聞くを得たるのみならず非常なる款待を受け親交上に於ても意外の利益を得申候殊にエフ、エツチ、ワインス氏の

懇篤親切なる到底筆紙に悉くし難き程に有之例もながら外人の熱情には感服致申候

歸途「エルマイラ」に立寄り申候處典獄スコット氏は特に小生の爲めに監獄内の一室を貸與し諸般研究上の便利を圖られ自然講學上大に抄取り申候小生は單に茲に於て所謂「エルマイラシステム」として

囚人所遇の狀態を研究するのみならず實は吏員間の協和一致小生を薰陶するの温情に浴し自然の感化を期待し其の人格「パーソナリティー」の養成を希望致居候此點よりすれば一面囚人と何等の異なるなき有様に御座候成程今や既にプロックウエー氏なしと雖も其人格は吏員の間に殘留しスコット典獄の頭腦も亦能く其遺志を繼承して謬るなく嶄然として頭角を顯はすに至りたるもの必ずしも偶然ならざるを感知致候歐人往々にして「エルマイラ」に規律なきを唱ふと雖も是れ實は皮想の見たるを免かれず規律は到る所に充満し寧ろ嚴肅に失せざるなきやを疑はしむる位に候縱しや囚人處遇の方法術策の上に於て多少不穩當たるの感あるも是は寧ろエルマイラ在職の吏員も其非を自認しつゝ

容易に改むる能はざる米國政治の弱點に出でたるものにして之を以て非難するは其當を得たるものに無之と存候併し今日に於ける監獄改良問題はシステムに非ずして人格の如何に存せり此點は屢々尊兄の御教訓に興りたる所なるも當地に參りて以來能々に感銘致候其他豫て尊兄の御教訓を得たる事項一々身に沁みて始めて昨非を曉り申候百聞は一見に如かずと申實は米國監獄に就ては學ぶべき點殆どなかるべしと悔りし者の淺慮なりしを今更慚愧致居候

此頃聞く所に依れば本年二三月の交ハワード協會主幹グラップ氏も當感化獄を來訪し十分の研究を積まれ痛く同情を表したる趣に御座候

當地より明年の萬國監獄會議に派遣せらるべき人は典獄會議に於て選舉指名し七名を派遣する事に相成申候此七名中にはパーロー氏及當監獄スコット典獄も加はり居申候切めて我國に於ても是非一二名位は派遣せられたきものと希望致居候

聖路易の博覽會を一巡致候處教育館内に我國古代樗同の圖及刑具等ありて今代の監獄としては巢鴨

の寫眞展列致居候古今四人所遇の有様對照せしめたる所疼痛く外人の注意を惹きたるものと見へて小生に向て巢鴨監獄の狀況を質問したる者兩三名有之候尤も其質問は未だ博覽會一巡前の事に候へば何故に質問するやは合點行かず居候處博覽會見物の後始て其質問の依て起る所を了解致候由上典獄は無論之に就て御承知の事とは存候へ共小生は一向に博覽會に斯るものありとは存せず往々にして外人より聞かれ政府の出品物なるに何故に知らざるや抔手厳しき難問に遭ひ赤面致候

本日は當監獄に於て二の大失策を演出致候其一は食堂内に於て朝餐を濟し餘りの好天氣と大統領選舉蓋開けの日なるに依り市中の模様を見たとし思ひ帽を冠て御承知の小丘を下り電車に乗り閑靜なる町を散歩致居候處後より小生を呼ぶ者あり振り返り見れば一課長にして帽を間違へたるに非ずやと謂はれ慚愧粗忽を謝したり一課長も同時に食堂内に在りて帽子の間違に依り小生を追跡したるものと見へて斯く迄彼に心勞せしめたるは如何にも氣の毒に感じ候他の一は散歩後歸監し自分の部屋

三層樓上に赴かんとしたるに階段に「ボーイ」として平常備役する若年の囚人洒掃を爲しつゝありしに小生の歸寓を見て何れに行きたるや等の話より大統領選舉談等に移り談話なしつゝ行きたる處誤て四層の階段を昇り屋根にて頭を痛く打撃し「ボーイ」の嗤笑を受け何れに行くや抔反問せられ申

當地の視察研究も本月中旬にて切り上げオーボルの古跡監獄を巡見して三たび紐育に立戻る考に候來月上旬には又「メーリーランド」の「バルケモア」監獄に參るべき約束致置候之は同典獄の好意と監獄社會の風評に依り米國監獄としては最上等なりとの聲名あるものに御座候四たび紐育に歸り明年「ポストン」に向ひ申候
乍末筆皆様並に御變り無之事と存候れも方へ宜敷願上候先は右迄敬具
十一月八日夜 エルマイラ監獄にて

小河先師 机下 印 南 生

天津 録

○清國の監獄事情一斑

清國を管轄し指導するは我國の任務にして四百餘州の書生をして其堵に安んぜしむる所以なり最近舊來の弊風を一流せんとして我國に留學せしむる學生少からず年々同國より軍事司法其他行政機關の組織等を研習せしむるの目的を以て派遣せらるゝ官僚は種々の便宜を得て熱心事に従ひつゝあり既に清國警察事務刷新の爲めに警視廳警視たりし船田村田宜寛兩氏の招聘に應じて現に彼地に於て若々改良の効果を奏しつゝあり同國に於て聲望高き袁世凱氏は警察事務の刷新と共に監獄事業改良の急を要するものあるを以て相馬官監を有するを我國に留學せしめつゝあり傍ら天津に於て村田宜寛氏の觀察を納れ漸々斯業の發達を期することに監獄せり、これより既胎して逐次改良の歩武を進むるに至らん

左に掲ぐる天津監獄の概況一瞥は村田宜寛氏より東京監獄藤澤老耄侍史に寄せられたるもの清國監獄の一斑を知るに足るを以て續ふて登載することせり

(前略)今度袁總督省内相當官位ある者五十人を選擇し東京へ派遣法律學速成修業せしめ傍ら實地地方事務視察せしむる筈にて保定府知事朱家實監督出發候就ては御地到着の上學科の餘暇を以て貴署并巢鴨監獄等參觀諸事御指導相承け度希望候目下

清國治獄改良問題は漸く輿論とも相成將來此の一行の見學は有望の次第に付御差支なき限り宜敷御配慮相願度此由殊に小生より願吳候様袁總督の命を承け凌知府來談候間爲其得貴慮度如此に候願首

藤澤老耄侍史 村田宜寛

尙豫て御配慮相煩候天津監獄の狀況不日一段落相付き候上は更に可申呈候得共心付きの儘亂綴封入候間御用開御一覽被下候は幸甚尙御心付の廣は御教示を乞ふ、再白

●天津監獄の概況

清國行政各般の事項にして改革すべきもの素より一を以て足れりと爲すべからずと雖ども蓋し治獄矯弊より先なるはなしとは國の内外を問はず輿論の一致する所なり曾て天津縣衙門并に保定府衙門所屬監獄を一見せしに實に見るに忍びず白晝誰人を辨し難く暗黒房裡に穢居せしめ兩脚に足鎖を施し尙夜間腰部に連鎖を以て五六人多きは十餘人を一申繋留し臥具を與へず地上に躺下せしめ糧食は官給なれども實は自辨なり若し親屬知友なく食料

の送るものなければ一日焼餅（下等の糞食は糞聚又は五兩を糞末とし内地松風と稱する糞子形）一片に生葱を添へて與ふるに過ぎず衣服を給せず浴湯の如き習慣とは云ひながら之れを與ふること絶無にして動物扱にも斯くはなし難きと一見嘆息否惻憐の思ひに打たるも感あり故に彼れ死は寧ろ苦痛に比し易々たりと私語するもの往々あり斬に處するものは公衆の通路たる街衢に引廻し斬首し別に刑場とはなく終れば人も通行し我も通過せざるを得ざることにて屬々實見する所なり以上は只だ未決囚の一斑にして直隸省古城に於けるの狀況なり他は推して知るべきなり

かゝる有様なるを以て本邦遊歴者の報告或は時勢の促す所となりて袁總督は上奏裁可を経て監獄改良の端を啓く所となりたり
而して大清律例に依れば徒流笞杖の体刑にして本邦の如き禁錮の如き制なし故に前年上奏裁可を得て禁錮（苦力と稱せり禁錮は意譯の法を設けたり是れ曾て北清事變の際一時各國軍の天津を占領せし際都統衙門の施設せし苦役法に則どりしなり前述の如く一面笞杖に代ふるに苦力の法を設け一

而囚獄の慘苦を救済すへき旨趣より清國模範的に監獄を創立することとなり總督は小生に屬するに此の事を以てせしを基因とせり
袁總督の旨を承け創立する所の監獄を二様の目的となし一は犯人を收容懲戒し一は無頼の遊民を收容強制苦役を課する所とし全然區別して取扱ふ設備を爲せり是に於て監獄の名稱を習藝所とせり本邦人より見れば授産場の如き感あるも清國の事情よりせば他に好名稱なければ姑く當局の意見に任し斯く命名せり
今春建築の設計をなし地を城外西門四圍約各七百呎の地を撰び次て着手し八月一部竣工直に囚徒を收容せり然れども現時當工場添設等全く落成せざれば假りに開辦せしなり檻房は姑く雜居制を採り一室八人を收容する室三十六室一棟外に工場二棟二方に同しく建設せり是れ一は犯人一は無頼漢を收容する目的なり而して醫務室病室事務所等あり（不日落成の上は圖面等供覽すべきを以て省略せり）

是より先檻房建築着手と共に警務學堂に於て一は

看守長以上に任ずるもの一は看守に採用すへきものを教習し目下看守長及書記に相當するもの七名看守廿名を得て開所と共に任命せり

囚徒は目下百七十四名半年以上無期までの徒あり無頼漢は未だ收容せず今織布等工師に充べきを養成中と一は工場増築の爲め來年に於て收容すべき豫考なり

囚徒の作業は四種に別ち。紙細工即ち狀袋常用紙の類。繩工即ち雜用麻繩。製靴即ち目下巡警用皮靴。裁縫即ち巡警用衣服各工師を置き作業せしめ意外の進歩にして殆んど豫想外の好結果なり

當所の官制とも稱すべき章程は別冊の如くして初め小生起案せしものより再三再四改案終に斯く不完全となり或る點に於ては全く旨趣を没却せし點あり然れども今日より見れば不完全の點は細則の如き所内の規則を以て隨意に旨趣を貫徹し得る便宜ありて追々方法を案出し追て一纏りとならば御覽に供せん

小生が習藝所に於ける地位は總警査と云ふ官名にして何事にも干係し得られ且つ總ての掛員は學生

にして師弟の關係を以てし此の點は他に類なり好都合を得たり

開所以來各省より參觀人毎日殆んど絶へず一時準備整頓までは之を謝絶せんかとも考へたれども或は未完の儘之を許すも得策と相考候點有之許容せり當地英文の有力外字新聞サヤイナタイムスの如き記者自ら參觀些細に論評詳記し頗る稱賛せり但し在來の暗黒界に對してならん

保定府に於ても創立の企畫あり目下委員を派し諸方法等見習中なり不日着手に至れば小生出張參觀且つ商議の筈なり

會て御送致を受けたる書冊中差詰め必要の分は某著とし書名も其儘翻譯に着手せしに折柄開戦の爲め邦人通譯者は或る事に従事せし爲め目下通譯官なく不充分的清語を以て何事を教習するを得ざれば目下通譯撰擇中なれば不日其人を得ば更に計畫を續行せんとす

尙當所は已決囚のみにして未決及び女囚は收容せざる見込なり是れ事情の許さざる所なり（以下略す）

習鶴所辨法

- 第一條 監獄分爲二種
 - 一拘禁監 凡軍徒流罪犯非常赦所不原者及犯事受罪已定監禁一年限者一併收入
 - 二懲戒監 凡地痞惡丐及無業游民或年輕子弟不遵父兄教訓者由地方官及巡警局送監收禁一併收入
- 第二條 監獄之建造
 - 一每監房各設牆壁以防逃走及與他監房交通往來等事
 - 二另設工場數處分別拘禁及懲戒兩種人及已成丁未成丁之犯法
 - 三設立監房及工場必須使見日光射天氣流通與衛生防疫等事相宜爲要
 - 四監房及工場建造必須使遇有水火風雨非常之災易於防救爲要
- 第三條 監獄內所設之巡官及巡兵
 - 一管獄官 警備官弁折兵辦理獄中一切事務實無勞費
 - 二會計官 掌管監獄出入銀錢措辦物品等事員數多少隨時加添約四犯三百名置一員
 - 三看守官 掌管巡兵指揮看守等事員數多少隨時加添約四犯百名置一員
 - 四看守兵 承看守官之指揮而警查在監犯人者也額數多少隨時加添約四犯三十名置一名不分管夜輪流站崗看守官與巡警局副巡官等看守兵與巡兵等其服裝及餉章約略相準
 - 五教誨師 每逢星期今在監囚犯獄坐受教誨應取士官相近之人設置一員
 - 六工師 放逐監禁人工業設置四名
 - 七醫師 療治監禁人疾病設置一員
- 第四條 分別囚犯罪名輕重及其年歲已成丁未成丁者一併體之分別

- 甲 罪名較重犯監禁在十年以上及發邊遠懲役充軍者
- 乙 罪名雖不甚重難以改罪再犯三犯者如偷竊剪髮賭博等罪
- 丙 罪情稍輕初次犯罪者
- 以上三情初犯從輕再犯從重三犯加重詳列後載懲治各條
- 第五條 工業之課程
 - 一囚犯進監察其身輕管方宜作何項工業因定其每日之課程使之服役
 - 二免其服役日期開列於後
 - 元且令節獄工一日
 - 萬壽節獄工一日
 - 遇有父母大故獄工三日
- 第六條 作業之工錢
 - 一囚犯作業兩月者酌定工錢分爲十成以六成充監獄之用餘四成囚犯自得會計官分別留存
 - 二囚犯放免之日應得工錢按摺存多少支付不得分文短扣
 - 三若囚犯願將應得工錢寄回父母者聽之由司獄開明住處妥交父母之外不能允准
 - 四囚犯逃走及病故該囚犯所得工錢另款存儲以作地方善舉
- 第七條 給與囚犯之衣食
 - 一食糧 米麥雜糧鹽菜由官給與看其服役之難易及體費之強弱分等照給惟元且令節及
 - 萬壽節加給軍食以廣
 - 惠仁者囚犯有病則醫官調治不在此例
 - 二衣服及臥具皆由官貸與
- 第八條 通信及接見
 - 一准囚犯通信與父母及親屬送信時交委員發看若無妨礙即交郵局分送
 - 二准囚犯之父母及親屬來監看視視得見面接談不能傳遞什物凡衣食藥餌等事監獄中一律由官給與囚犯之父母親屬不准遞送

○八王子女監の過去及現在

の狀況

八 女 生

放火其罪素より輕からず而かも女性の身にして此種の罪を犯せる者の案外多數なるには殆んど一驚せざるを得ず前揭罪質區分の下に其數を示せし如く各罪質通して一百五十人々に對する放火罪は四十二人即ち百分の六十三人に相當せり豈驚くべきの多數ならずや何故女性に在て此種の罪を犯せる者の爾かく多數なるの問題は學者間自から定論のあるれば予の敢て多辨を費すを要せざるも今四十二人の放火犯に就て調査を爲したる實例に徴し以て得たる處の所感を述ぶるに先ち本罪に於ける其犯由を豫かしめ讀者に報じ置くの必要あるを信じ之を掲ぐるこ左の如し

十一人

五人

痴情に基く怨恨に出でたる者
 窃盜の犯跡を蔽はんが爲めに出でたる者
 主家の用向多忙なるを厭ひ主家を

- 如囚犯欲看書籍亦須經管官許可或查驗其書籍有無始得
- 第九條 囚犯疾病及死亡之狀況
 - 一若有囚犯疾病醫官診之於疾病所加意療治以不使傳染爲要
 - 二若有囚犯死亡由地方官驗明其遺骸或埋葬或殮屍同如條
 - 三不遵父兄教訓送監收禁者病篤時可通知其父兄取保調治
- 第十條 賞罰之法
 - 一囚犯遵守規則勤力作業且自知改悔者與以賞牌得賞牌三次者酌減監禁年限
 - 二囚犯若犯禁規程度重照後開之例罰處
 - 甲 照其服役工作時間二分之一使之重立二分之一使之作極苦之工
 - 乙 減食糧每日三分之一至二分之一
 - 丙 使之入閉室照前減食糧且不與臥具
 - 作極苦之工不過兩月減食糧不過一月入閉室不過五晝夜凡違罰時由醫官脈視之不使傷身體
 - 丁 若犯禁規而不受罰或有逃走之虞者加以鎖鍊若關越獄者即行槍斃
 - 戊 若有賞牌者犯禁規罰之時依其情狀酌奪其賞牌
 - 已 犯禁規而處罰者深知悔改初犯者以放免
 - 第十一條 教誨囚犯使之改過遷善
 - 一拘禁監內囚犯每星期一次懲戒監內囚犯每星期二次使教誨師宣講
 - 二年幼之囚犯教之習算識字
- 監獄廣訓及古今人嘉言懿行雜講之時免其工作務使之修養悔過以開其遷善之機

脱せんと企圖したるに出でたる者
自家の被保険金を得んと企圖したるに出でたる者
離婚せられたるを怨みたるに出でたる者

主人より自己の怠情を叱責せられたるを怨みたるに出でたる者
主人の待遇に不満を懐き之か意趣を霽さんと欲したるに出でたる者
嫉妬に出でたる者

夫の無情を怨みたるに出でたる者
火災の混雑に乗じて窃盗を爲さんと企圖したるに出でたる者

火災の混雑に乗じて主家を脱せんと企圖したるに出でたる者
自己の夫妻間を離間せられんことを恐れ之を怨みたるに出でたる者
情夫に教唆せられたるに出でたる者

借財の爲め田地を引取られたるを

と爲せり然るに前掲所述の如く女性に於ける此種の犯罪に就て其原由を子細に觀察し來れば實に不思議に堪へざる程極輕々に付すべき一小事より起り遂に此の大罪を敢行するに至れるもの多しとす是れ放火犯の斯る重罪なることを知らずして犯せるに由るか或は之を知るも其心慮の極めて大膽なるに出でしものなるか將た又此種の犯罪の女性の身に取りて行ひ易く而かも其禍害の比較的大なるを得せしむるの便あるに由るものなるか今遽かに之を斷言すること能はざるも此種の罪を犯せる彼等女性の身に在ては其多くは目に一丁字なき文盲の輩のみにして事理を解するの能力に乏しきものなれば従て放火の罪は如何なる種類の刑罰を科せらるべきものなきか之を辨知せざるものなしとせず然りと雖ども放火の罪は輕からず恐るべき犯罪なることは彼等に於ける何人も能く之を知れり知りて之を敢行するは其心頗る大なるに似たり也事實は之に反し彼等の多くは最も小膽に且つ最も狭小なる心慮を有するに過ぎず故に彼等は何事も關せず一度彼等の心意に感應したる事柄は容易

怨みたるに出でたる者

商賣上に基く怨恨に出でたる者

窃盜の行爲ありと稱せられたるを怨みたるに出でたる者

夫に秘して自己の物品賣却したるも其發覺を恐れ之が行爲を隠蔽せんと企圖したるに出でたる者

伯母の冷遇を怨みたるに出でたる者

住宅に放火したるもの
附屬健造物に放火したるもの

全焼に至らしめたる者
全焼に至らしめざる者

夫れ人の住宅に放火せんが家屋其他の財物を燒燬せしむるは勿論延ては人命をも殞すに至るの慘狀を極むることなしとせず故に刑法に在つても此種の犯罪に對しては最も重き死刑を以て論ずること

に之を翻へすこと能はず特に色慾に關する事柄に在て最も甚しとす所謂可愛さ餘りて憎さも百倍とか云へる俗諺に洩れず愛の極悲哀となり嫉妬となり憎悪となり怨恨となり遂には前後を顧みるの思慮をも亡失し終生挽回すべからざる苦境に沈論するもの少なからず前に掲げし犯由中嫉情に基く怨恨に出でたるもの十一人と云へる最多數を示すに至るも亦偶然にあらざるべきを知るに足らん諷つて男子の方面を觀察すれば男子とて決して斯かる事例なしと云ふを得ざるも男子は女性の如く比較的心膽狭小ならず従て其趣も亦女性に異なる點あるを免れず若し夫れ男子にして女性が怨恨の餘り放火するに至るが如き場合に遭遇せんか急ら拳固飛ぶ腕力沙汰若くば及物三昧となるの活劇を演じ爲めに殺傷罪を犯すに至るの事例頗る多しと雖ども怨恨の餘放火罪を犯すに至りし事實は未だ聞かざる處なりとす然るに女性に在ては怨恨を霽らす唯一の手段は放火にあるを以て其數甚だ多きも亦怪しむに足らざるなり
由來女性は其心膽狭小なるのみならず休實に於て

一人

一人

一人

一人

一人

一人

三十一人

十一人

十七人

二十五人

一人

將九性情に於て男子の如く腕力を逞ふし殺伐の行爲を演ずること能はざるや論なし故に男子に在ては學問の御見舞若くは口争位にて其意趣を露らし得るに足る事柄をも尙ほ女性に在ては得て之を爲すに忍びず反つて男子にも忍ぶべからざる放火の大罪を犯すに至る男子に在ては歐打創傷罪即ち拘留科料及び罰金刑重きも重禁錮刑にて済む事柄をも女性に在ては懲役以上の刑を受くるに至るの狀態に在ると殆んど一般なり之を要するに放火其もの重罪なるも之を犯すに易くして彼等女性の何人にも能く爲し得るの便あるを以ての故にあらんか

○飲酒の健康状態に及ぼす影響

酒清の身體及精神上に變調を來すの苦痛甚しきは今更端々を要せざる處にして飲酒の過度なりし結果酸酔飛び白反因き骨肉相觸き驚駭相食むの慘狀を現出すること少からざるを以て監獄に於ても犯人の身上調査と共に犯罪と飲酒の關係を研究することなるが假令犯罪に至らざるも健康状態に影響する者最少からず最近醫學博士片山國嘉氏の飲酒の兵力に及ぼす影響に就き萬朝報紙上に發表せられたる既に頗る參考に値ひす

▲禁酒論の根據 從來飲酒は一種の罪過なるかの如くに説き禁酒論を提唱せしは主に宗教家なりしも近來は酒精は人体に有害なりとの科學的研究となり禁酒論の根據に變遷を來せしは喜ぶ可き現象にして余は先年酒精の甚だ有害なるを唱へしが爾來世間より種々の質問を受くるを以て近日「警世酒話」と題する一冊子を公刊せんと企て居れり

▲酒に効能ありや 從來酒を飲めば胃を健全にし營養を善くし且つ身体を温むるの効能ありとの説ありしも種々研究の結果酒精は毫も以上の如き効なきのみならず筋肉を鈍にし且つ思慮を淺薄ならしむるに過ぎずとの説に歸せり飲酒せば顔面其他皮膚全体に紅潮して暖氣を感ずるも之れ只内部の血液外に現はれたる結果にして酒醒むるの後は却て過度の寒氣を覺ゆるに至る、又酒の爲に神氣の爽快を感ずるも一時的興奮にして單に意志を敏捷ならしむるに過ぎず殊に酒精は細胞の蛋白質を犯し易く心臓、肝臟、腦中凡ての細胞を刺戟す精巧なる機械の破壊し易きが如くに人体中の細胞の

最も精巧なる部分は腦に在れば飲酒は腦を害すると激甚なり

▲日本兵の強き所以 米國の醫師某曰く日本兵の勇敢にして最も忍耐力に富めるは平素兵營に在て禁酒同様に生活したる結果なりと又タイムス新聞は遼陽の戰爭に日本の左翼兵非常に苦戦せし時一同大に酒を被り酒力を借りて猛烈に奮進せしも戦止んで其の疲憊甚しかりしと記せり然れども之れ恐く誤なる可し若し假に事實なりとせば飲酒の爲に結果の不良なりしは推して知る可き也

▲直接に間接の利害 飲酒の戰闘力に及す利害に直接間接の二種あり戰闘の際飲酒せるもの乃ち生理的酩酊者の利害如何と云に有害にして毫も利益なし乃ち大に筋力を要する場合又は猛烈なる突貫を必要とする場合に酒は平生より實力を増加するが如くなるも實際は然らず少しの時間を經過すれば却て飲まざる以前よりも筋力衰へるのみならず精神作用に變調を來たし沈着の態度を保つ能はず巧妙なる思慮の應用に乏しく且つ著しく忍耐力を消耗すべし頑強なる敵の逆襲に會したる場合に酒

力を借りたる兵士は永久に死守するの氣力なし間接の害は好飲國民より強健なる兵士の出でざる事なり酒精の消費高と徵兵検査合格者とは正比例を爲し現に米國瑞西諸威の如きは年々酒精の消費減少し夫と同時に徵兵検査に合格するもの割合に増加しつゝありこれ事實なり

▲飲酒の有害なる實例 ナポレオンの莫斯科に大敗して退却するや平生飲酒の癖ある兵士は寒氣に抵抗力なく衰弱甚だしく多くの病者を出だしたり又クリミヤ役にハル將軍の引率せし軍隊は最も勇悍なりしが悉く酒を飲まざる兵士なりき當時英將ニベリンワードの報告に曰く陸海軍共に最も宜き兵士は酒を飲まざる兵士なり、獨りクリミヤに於てのみならず英兵の戦ひし印度に於ても加奈陀に於ても同一の結果なりと南北戰爭の際ホトマツク軍隊は暑中濕氣の地を行軍し爲に兵士多く疾病に罹りたるが検査の結果孰も一日一五〇グラムのブランドーを飲用せるを發見したりと云へり復たアチンの土蠻を征討せしブランドク、ハミルトン曰く軍隊に於て酒の力を試験するの必要なしと

▲海上の實驗 海上に於ても酒精は陸上と等しく有害なり曾て北極探險船の水夫にダマルチンの人と北露西亞人とあり初め船長は以爲らく北露の水夫は寒氣に慣れ居れば憂ふるに足らず只ダマルチン人は寒氣に耐ざる可しと然るに結果は之に反してダマルチンの人は動作活潑にして毫も疲困せざるに露人は頻りに酒を請求し且つ衰弱甚しく殊に多くの病者を出せり米國の商船は藥品として多少の酒精を搭載するも飲料としては酒を搭載せざる傾向なりしに近來酒を搭載せざる商船は紀律甚だ正しきより絶對に酒を載するものなきに至れり又同國にては鐵道工夫を雇用するに當り飲酒するや否やを以て必要條件とし少しにても飲酒するものは全然雇用せざる也酒精の有害無益なるとは大略以上の如くなれば醫學者の如きは特に其有害なるを説き以て世を警めざる可からず

○兇漢破獄手段の一一一

熊本監獄に服役中の窃盜數犯山邊音槌の犯罪事實犯跡隠蔽手段の巧妙なることは何人も知るところなるが彼れが昨今の状態は面從後背瞬時も逃走の

みある四寸大の釘を掘り取らんとせるを發せ

○刑餘者と官職

獨逸出獄人保護組合にてはハルレに於て同組合大會を開き處刑を受けたる者をも官吏に採用せしめんことを決議したりといふ其趣旨とする處は再犯者を戒却する一策なりといふに在り同組合は其決議の趣旨を政府に申告し一方社會一般に杞憂なく刑餘の者に相當の位置を與ふべき事を懇ふる筈なりと

○救世軍婦人の義舉

東京芝口にある救世軍營内に婦人救濟會なるもの設置され専ら醜業婦を救護し正業に就かしむることに盡力せるに此程に至り別に婦人愛憐隊なるものを設け隊長にデユース氏夫人其任に當り諸員を指揮して主に各區の貧民窟を訪問し婦女子の爲めに内職を紹介或は金品を施與して平民的慈善を爲し居れりと云ふ

○戦時の貧民學校

東京市四谷桜ヶ橋の半日學校即ち貧民學校にては

念慮を絶たず今同人が同監獄に收容後破監逃走を企てたる手段の一二を聞くがまゝ左に掲げて參考に供す

- 一 減食處罰中居房裏手木格子の上櫃に打付けある鐵板を捏ね外し其櫃に柄の入りたる部分を四寸大の洋釘を以て切り破り釘は破りたる跡に隠し巧に鐵板を掩ひ原狀を裝ひたるも木屑の片々監房外部に散逸せるより事發覺目的を達せざりしものなり、其破監の用に供せし洋釘の出所を調査するに最初雜巾の縫糸或は敷莞莖の縫糸を密に抜き取り之を捻り合せて一筋の糸を作り之を用て先づ細き釘の頭に結び付けて之を抜き取り其釘の尖端を房内常置の湯壺蓋の裏面藥物の粘着せざる部分にて磨き銳利のものとし更に之を用て打付けある大なる釘の頭部周囲の板面を彫り之に糸を巻き付け部分に水を吹き込み力を極めて抜き取り尖端を磨き上げたものなり
- 二 居房に於て一寸釘二本を隠匿し之を竹箆の一端に麻糸を以て堅く結び付け尖端を磨きて銳利のものとし監房前面の書籍棚の下隅に深く打込

男生には狀袋、粘土細工の手工藝を、女生には針の持方裁縫を授けることとし稍年長けたる者には毛糸編物等を教へ其製作品を販賣する方法を執り居れり目下の生徒は三百五十有餘名なりと云ふ

○女子教育院

神田區猿樂町女子佛英女學校内に在る同院は佛人オクスチング氏の主管にて現今四五歳より二十七歳までの薄命なる女子五十餘名を收容し婚嫁するの幸運を得るまで懇に教養するものなりと因に同院はカトリック教に屬するものなりといふ

○補給俸給整理方に就て

陸海軍に召集せられたる文官に對し俸給補給の際遇渡となりたる金額は次回補給のとき差引整理し然るべきやどの農商務省山林局長の照會に對し見込の通取扱ひ差支なき旨大藏省主計局長より回答ありたりといふ

○召集中の看守死亡若くば生死不明の場合に於ける休職

給及吊祭料支給に就て

戦時又は事變に際し召集せられたるが爲め休職を

命せられたる看守の戦死病歿若くは生死不明の場合に於ては休職給支給方並に吊祭料を支給すべきや否やに就き疑問を抱かるも向もありとのことなるが其筋に就て聞く處に據れば戦死たると病歿たるとを問はず死亡當月分の休職給を給すべきものなり従て死亡の事實を知悉するは死亡後數月を経過したるもありて其事實を知るに至るまでの間に於て過渡となりたるものあるときは之れを返納せしむべきは勿論なり又生死不明の場合に於ける休職給は陸海軍に於て俸給又は給料を受くる期間に監獄より給する休職給の支給を停止すべきものにあらざり死者には三十四年八月勅令第四百十九號に依り其遺族に吊祭料を給すべきものなりといふ左に陸海軍給與規程中死亡又は生死不明の場合に於ける關係の條文を抄出して參考に供す

陸軍給與細則

第十三條 死亡ノ俸給ハ其當日マテ給ス但シ戰地ニ於テ死亡セラル者ノ俸給ハ營内居住下士以下ニ在リテハ其旬ノ全額ヲ其他ノ者ニ在リテハ其月ノ全額ヲ給ス

戰時給與規則細則

第四條 戰地ニ於テ生死不明トナリタル者ノ俸給給料ハ其支給

○放免曆簿記載の住所に就て

放免曆簿には住所を記載すべき様式なるが住所とは本籍地なるや出獄後の住所なるや疑を抱かるゝ向もあり其筋に就て聞く處にては右住所は普通原籍地を指稱するものなるも原籍地不明又は原籍あるも其地に住所なき者は入監の際現に住居せし場所を記載するものにして若し入監後異動を生じたるときは夫々訂正すべきものなりと云ふ

○公文書に「インキ」を用ゆる

てに就て

近來二三監獄に於ては公文書に「インキ」を使用せらるゝ向あり右は各自の筆墨使用に比し幾分の經費節減となるべきも書類の保存には不充分なり又洋文を洋紙に記載する場合の外は公文書に黒汁「インキ」を用ゆることは不都合なる旨明治九年大政官達第二十九號を以て一般に示達せられあり参考の爲め一言す云々或筋の一人は語れり

○司法省部内新年賀狀の全廢

司法省職員一同は時局に顧みる處あり明年一月の新年賀狀を廢することに申合ひたりといふ而して

ヲ停止スルコトナシ

第六條 營内居住ノ者營外居住ノ職ニ轉シ若クハ營外居住ノ者營内居住ノ職ニ轉スルモ補加俸ハ舊ニ依ル前項營内居住ノ者ト稱スルハ充員下令ノ際 營内ニ在ル者ヲ云ヒ營外居住ノ者ト稱スルハ其際營外ニ在ル者ヲ云フ但シ豫備備ノ下士以下ニシテ召集ニ應シタル者ハ總テ營内居住トス

海軍給與令

第三條 軍人軍艦戰地ニ臨ミ若クハ艦船沈没其他ノ場合ニ於テ所在不明ト爲リタルトキ又ハ擡ニ職役ヲ離レ若クハ他方ニ赴キ故ナク歸者ノ期ニ後レタルトキハ本令中特ニ定メタルモノヲ除クノ外其間本令ニ依ル給與ヲ停止ス高等官、官等俸給令、技術官俸給令及判任官俸給令ニ依ル給與亦同シ

第九條

俸給ハ之ヲ支給スヘキ事由ノ期間一箇月ニ滿タサルトキハ總テ日割計算ニ依ル
一 准士官以上豫備役後備役退役又ハ廢官ト爲リタルトキ
二 候補生傷病又ハ疾病ノ爲メ候補生ヲ免セラレタルトキ
三 下士卒豫備役、後備役、免官又ハ免役ト爲リタルトキ但シ徵兵ニシテ入團ノ際傷病又ハ疾病ノ爲メ現役ヲ免セラレタルトキハ此ノ限ニアラス

海軍給與令施行細則

第二條 戰地ニ臨ミ若クハ艦船沈没其他ノ場合ニ於テ所在不明ト爲リタル者ニハ海軍大臣ニ於テ所在不明ト認定シタル日ノ翌日ヨリ、擡ニ職役ヲ離レ若クハ他方ニ赴キ故ナク歸者ノ期ニ後レタル者ニハ其翌日ヨリ所在判明又ハ自首捕縛若クハ復歸ノ前日迄俸給ヲ停止ス

各自應分の費用を醸出し陸海軍偵兵部に寄付すへしとか聞く

○新式蒸汽炊器

京橋區竹河岸なる宮澤文吉氏が多年の經驗に依り各所に施設せられたる本装置は炊事場の狀況に應じて「エナメル」引鐵製又は陶製若くは木製の器物を以て滾熱を應用して容易に炊飯菜煮浴湯の用に供し得ると云ふ就中燃料の節減と時間の迅速勞賃の節約は特に著しと云現に各地に行はれつゝある重なる場所は群馬縣師範學校同高等女學校東京市養育院陸軍經理學校紡績會社にして監獄には最も適當なるべしと云ふ其製作の正確と熟練なる經驗とは宮澤氏の大に自負する所なり

地方通信

○補遺

本誌前號に記載するを得ざりし戦死者藤井專之助陸奥市郡宮澤周平丸山榮一那四氏の戦死狀況の要領左の如し(所屬隊長の報告大意)
藤井專之助氏戦死状況

本年五月上旬遼東の野に上陸以來南山の激戦双台溝土城子の占領等各地に轉戦壯健勇武に立御かれ候今や難攻不落と稱する旅順要塞一二の外壘を陥れ更に背面の聖臺鐵壁と特む本廓内に彼を迫らし連日連夜激戦を交へ一忠勇烈の我將士は勇躍奮進忽ち道しつて鐵條網を破り敵壘に突入勇戦の我將士は勇躍奮進中隊の一員として意氣衝天の勢力を以て難進せしが敵前四五十米突に達するや最も猛烈なる敵機關砲の亂射を蒙り爲めに多数の兵員陣亡に斃れ前進する困難の状況危殆に陥りしに此際兵士は眞奮して手足鮮血淋漓たるに拘らず士氣却て激昂奮然躍起他兵を勵まして共に敵壘に突入せしが不幸飛丸きたりて腹部貫通致命傷を蒙り遂に立派なる最後を送げられ候(下略)

同部同氏遺物は自宅に到着したるにより本月十二日同氏住地町民の企ててにより盛なる葬儀執行されたり

藤岡市郎氏戦死状況

藤岡市郎君が征露の途に上るや支那の波に遼東の月に常に先人未發の功を談し密かに時機の來るを相待居られ候際偶々柞木城の攻撃に参加するを得候も君が滿引く手腕を試むる餘地なかりしが爲め留來肥内肉の喉有之候處八月二十五日我軍は鞍山站の敵を迫り轉戦遂に遼陽の敵に迫るる遼陽は敵が永久の根據地にして其防禦の完備せる旅順と等しく難攻不落の天塹として列強が敬服せる名譽の戰場なり其實にや我三軍機旂鼓堂々技に迫るること三日間而かも敵彈雨の如くなるも何そ風せん百尺竿頭に前進の命は傳はれり地雷は地を裂き砲彈天を破り銃丸人を屠る中に我隊は前進して敵を距ること僅かに百歩前に於て敵漸く志氣を失ひ三々五々列を亂して退却の模様なりしが此際何れも不意ぞ敵彈飛來君が頭部を貫き遼陽陥落の一大快事を夢み千載の恨を償ひ異國の鬼となる嗚呼何ぞ壯烈悲愴の甚敷か官は常に君が拔擢の精忠に依頼し望みを將來に懸するに多かりき今や此眞士を失ふ遺憾の極に候然も死生元より命あり盤松山の破關に

死するも尾瀋の震災に斃れたるもの病氣の爲めに死するもの困苦の極に死するもの有るに等しく之れ死なり而も我等決死の實に至りては近くは遼陽の堅城を抜き遠くは祖國不敗の露魂を塞からしめ東洋の平和將に前に萌するものあらんこそ其功績の偉大なる君以て瞑すへきなり幸に御家族念を前に存せられ以て君が千秋不朽の名譽の戦死を讀せられんことを云々

道て今同の戦役に於ける御死者の寫眞皇太子殿下御手許へ御備置彼遊官被思召候に付ては御本人の寫眞も所轄職隊區より蒐集可致に付小版のもの一葉御備置相成度(以下略)

宮澤周平氏の戦死状況

前略宮澤周平儀小官の部下に配屬せられて以來専心軍務に勉勵せられ殊に南山攻撃の際に威大の功績を顯はし双台溝及鳳凰山附近の戦場常に奮闘せられ候處去日本明より双島海東方砲臺遼南方高地占領の激戦に敵は數倍せる砲銃火を以て我に對する困難な事とせし奮闘して先登に立ち花々しき最後を送げられ候段際一同感奮罷在候誠に御愁儀の御事に候得共今日最大快事を際し邪家の爲め殉せられたる芳名は永く旅順攻圍軍の名と共に後世に傳はる事と親屬一同御慰め被下度候(以下略)

丸山榮一郎氏の戦死状況

丸山榮一郎君は旅順隊へ編入以來品行方正にして熱心軍務に精勵せられ去る日に有名なる南山戦場に於て非常なる元氣にて常に勇敢なる戦闘をなし又双台溝、四泥河子附近、礮臺遼西方高地を攻撃同二十一日夜寺兒溝西方高地を強襲するに際し其時同二十三日名譽ある戦死を送げられ實に小官の遺憾とする所に御座候當日敵は高地砲臺上より猛烈に射し頗る困苦に際し君は志氣益々盛にして勇往奮進特に敵壘に突入せんとするに際し敵砲の爲めに眞傷直に野病院に收容の處療養かなばす戦死せられ候義に御座候然しながら退て思ふに御遺族の御痛悼は尤も同情を表する所に御座候何事も國家の爲めと御諦め被下度候(以下略)

監獄協會記事

客月第三日曜日午後一時より茶話會を開く講演前に於ける會員の談笑娛樂は例の如く佳境に入りて盡さざるの時左の講演あり散會したるは午後五時なり

一 警察留置場巡視に就ての所感

有馬四郎助君

一 現時慈善事業の狀態

留岡幸助君

一 所感

小河滋次郎君

一 監獄衛生に就ての經歷談

口謹造君

一 監獄衛生に就ての所感

田正廣君

當日來會者の氏名左の如し

- 石澤 齋 香 長屋 又輔 小河 滋次郎
- 眞木 喬 荒木 賢愛 藤澤 正啓
- 千頭 正澄 有馬 四郎助 豊野 胤彦
- 清水 精四郎 黒木 豊太郎 田中 一雄
- 朝野 義之助 向島 鉄之助 内田 駒太郎
- 多田 正廣 田中 誠 遠見 祐之助
- 岸本 義導 本多 行殿 降旗 峰太郎
- 河野 純孝 西元 龍拳 武田 慧宏

會報

福島地方部長 堀托ヲ解キ
 岡山地方部長 堀托ス
 福島地方部長 堀托ス
 和岡千松 耶氏

山口地方部の茶話會(同部員所報)

本月十二日午後六時當地湯屋町なる監獄協會山口地方部に於て第三十六回茶話會を開催せり出席會員會長山縣典藏以下百拾餘名にして先づ會長より開會の挨拶及本會會場を地方部に移轉

せし理由に付一場の諭示あり引續き六名の講語者あり就中總田
 教務所長は偶感と謂へる題にて教誨に關しては其主義及方法を
 研究するの外被教誨者の人格に就て注意せざる可からず而て幾
 多の被教誨者中には能く教誨を感受する性質を有する者ありと
 雖も亦油紙の水分を弾きて受けざるか如く殆ど教誨を感受する
 の性質を有せざる者あり依て之等の者の教誨感受性を養成する
 方法を研究するは最も必要なるを以て各會員の考案を望む旨を
 述へ伊藤二課長は所感と謂へる題にて出征軍人が遠く異域の領
 土に於て強敵の外に或は疾熱と戦ひ或は寒氣と闘ふの苦辛慘憺
 なる狀況に到底言語の能く盡し得べきにあらざる且つ將來益々戦
 局の發展に伴ひ多大の軍費を要すべく國民は其後援として或は
 軍費の負擔に或は出征軍人をして内顧の憂なからしむることを
 期するの覺悟なかる可からず而して當監に於ては先に出征軍人
 に對し毛布寄贈の舉あるや奮て之れに賛同し監員一同より慰問
 六枚の寄贈を爲し且つ陸海軍恤兵部及從軍監獄吏員の家族慰問
 の爲め既に相應の金員を寄贈すべきことに一決し現に其の手續
 中に屬する而已ならず第一二三回に於ける國債募集に應ぜざる
 處のものに在來規約に基き爲しつゝある郵便貯金の率を高める
 こととなりたるを以て各位に於ても大に節約されつゝあること
 は固く信じて疑はざる處なりと雖も來る明治三十八年正月の如
 きは其之を認めざる上にて亦大に例年と異にし分同一致して
 最も質素節約を守り以て戦時に於ける國民の水分を盡す處な
 るべからず而て其節約より生ずる殘餘の金額は凡て之を贈金し
 以て陸海軍恤兵部に寄贈せんと欲す各會員は奮て此舉に一致贊
 同あらんと希望する旨を述へ萬場一名も異議なく拍手喝采の
 裡に之を一決し一同教會せしは午後九時頃にして頗る盛會なり
 き以上

叙任辭令

- 叙正八位(十一月十七日) (三池)看守長 高田 眞清
 依願免本官
 任看守長給九級俸 (三池)看守 武分 又市
 三池監獄詰ナ命ス(以上十一月十八日)
 依願免本官(十一月二十四日) (秋田)看守長 館岡 武雄
 (札幌)看守 竹中 重壽
 任看守長給九級俸
 札幌監獄詰ナ命ス(十一月二十六日)
 依願免本官(十一月二十六日) (南館)監獄通譯岸 田 寅藏
 (岡山)看守長 大谷 友次郎
 給四級俸(十一月二十九日) (市谷)看守長 山口 清市
 文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス
 給五級俸 (熊谷分監長)看守長 福田 勝次
 依願免本官
 浦和監獄熊谷分監長ナ命ス (浦和)看守長 松中 佐平
 任看守長給七級俸 高師 佐太郎
 浦和監獄詰ナ命ス(以上十一月三十日)
 任看守長給九級俸 (秋田)看守 大窪 福藏
 秋田監獄詰ナ命ス(十一月三十日)

廣告

文學士常盤 佛陀之聖訓

大定氏撰集 クロージ製、金字入、菊半版、二百頁以上、印刷紙質共に精良

一部質金價參拾錢 部數多き時は多少の割引あり

此書は教誨又は講話の講本に供へんが爲と、佛教によりて修養せんとする人士に對して佛陀の訓誡を
 示さんが爲と、二個の目的を以て撰集せるものにして、金言の間に譬喩を交へたるが爲に趣味多く、
 玉語の間に實例を加へたるが爲に尤も適切に、且つ親切懇篤なる和譯國字を附せるを以て、何人も讀
 下に解するを得べく、各種の佛教團體、監獄、婦人會、兒童教誨等の講本に適するは勿論、苟くも
 佛教の要旨を知らんとするものに取りて、無上の好小冊子なり、撰集の意は佛教主義の普及を圖り、
 且つ現代人心の缺陷を補はんとするにあれば、世の賣買書籍よりも廉なるべきを一言す、大方の君子
 一本を座右に供ひ玉へ、

發行所

東京市小石川區白山前町三十一番地

無我山房

明治三十七年十二月二十日

發行所

東京市麴町飯田町五丁目三十番地
 東京市京橋區三十間堀二丁目一番地

發行人兼編輯人 磯村政富
 印刷人 磯村兌貞
 監獄 協社

會費送付方

振込局名	宛名	肩書 番地
神田一ツ橋郵便受取所	監獄協會委員 藤澤正啓	東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地